

岡崎市災害時受援計画

令和6年 7月

岡 崎 市

目 次

はじめに.....	1
第1章 基本方針.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
(1) 受援計画とは.....	2
(2) 受援と応援.....	3
(3) 計画策定の方針.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の適用条件.....	10
(1) 次のいずれかの場合には、国は被害全容の把握を待つことなく、国の具体計画に基づく災害応急対策活動を開始することから、県及び市町村は、本計画に基づく対応を実施する。.....	10
4 初動対応.....	11
(1) 応援部隊等への支援.....	11
(2) 被害情報の報告.....	11
(3) 災害派遣等の要請.....	11
5 関係機関との連携.....	11
6 タイムラインに応じた行動目標.....	11
7 受援業務等における人的支援に係る経費に関する負担	13
第2章 計画の対象範囲.....	14
1 計画における応援・受援の範囲.....	14
2 対象業務.....	14
(1) 受援対象となる業務の基準.....	14
(2) 受援を必要とする業務.....	15
(3) 業務別受援マニュアルの作成.....	17
第3章 受援体制.....	18
1 計画の実施.....	18
2 計画期間.....	18
3 受援体制.....	19
(1) 災害対策本部における受援体制.....	19
(2) 総務・財務グループの受援に関する役割.....	19

（３） 業務支援窓口の役割.....	19
（４） 受援業務の調整.....	20
（５） 応援職員等の受入れに関し配慮すべき事項.....	20
（６） 応援要請の流れ.....	21
（７） 人的・物的資源の流れ.....	22

第４章 輸送ルートの確保に係る計画..... 25

1 緊急輸送活動の実施に必要な道路.....	25
（１） 緊急輸送道路.....	25
（２） 市指定緊急輸送道路及び優先啓開道路.....	25
（３） くしの歯ルート.....	29
（４） 県計画によるアクセスルート.....	29
2 空路輸送拠点.....	31
3 海上輸送拠点.....	31
4 啓開用資機材、車両及び船舶等の調達.....	32

第５章 救助・救急・消火活動に係る計画..... 33

1 広域進出拠点・進出拠点.....	33
2 広域応援部隊等への派遣要請等.....	34
（１） 警察災害派遣隊.....	34
（２） 愛知県広域応援消防部隊及び緊急消防援助隊.....	34
（３） 自衛隊の災害派遣の要請.....	35
（４） 国土交通省緊急災害対策派遣隊 TEC-FORCE の要請.....	37
（５） 国土交通省中部地方整備局への現地情報連絡員（リエゾン）の派遣要請	37
（６） 海上保安庁への要請.....	37
3 広域応援部隊等の活動に必要な拠点.....	38
（１） 救助活動拠点の確保.....	38
（２） 救助活動拠点の開設.....	39
（３） 岡崎市地域防災計画に定める活動拠点.....	39
4 発災後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある 地震が発生した場合への対応.....	39

第６章 医療活動に係る計画..... 41

1 愛知県保健医療調整本部（愛知県）の役割.....	41
（１） 愛知県保健医療調整本部の役割.....	42
（２） DMA T（災害派遣医療チーム）県調整本部の役割.....	42

(3)	D P A T（災害派遣精神医療チーム）県調整本部.....	42
(4)	日本赤十字社との調整.....	42
(5)	派遣調整機能の役割.....	43
2	西三河南部東医療圏保健医療調整会議（西尾保健所）の役割	43
3	市の役割.....	44
4	受入医療救護チームの活動.....	44
(1)	災害派遣医療チーム（D M A T）の活動.....	44
(2)	日本医師会災害医療チーム（J M A T）の活動.....	44
(3)	災害派遣精神医療チーム（D P A T）の活動.....	45
(4)	災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の活動.....	45
(5)	災害派遣福祉チーム（D C A T）の活動.....	45
(6)	災害支援ナースの活動.....	45
(7)	支援薬剤師の活動.....	45
(8)	保健師・公衆衛生チーム等の活動.....	46
(9)	医療品等の確保体制.....	46
(10)	災害時避難行動要配慮者等への対応.....	46
5	広域医療搬送活動.....	49
(1)	広域医療搬送の流れ.....	49
(2)	主な機関の役割.....	50
(3)	広域医療搬送体制.....	50
(4)	岡崎市災害対策本部の役割.....	51

第7章 物資調達に係る計画..... 52

1	広域物資輸送拠点及び国のプッシュ型支援.....	53
(1)	広域物資輸送拠点.....	53
(2)	地域内輸送拠点.....	54
(3)	国のプッシュ型支援等による緊急物資の種類及び必要調達・供給量..	55
(4)	飲料水の必要量及び調達計画.....	55
2	緊急物資受入に関する組織体制.....	56
(1)	県の組織体制 本部チーム.....	56
(2)	県の組織体制 物資搬送チーム（応援物資要員）	56
(3)	広域物資輸送拠点別の緊急物資供給量及び食料供給量の各日内訳....	56
3	広域物資輸送拠点に輸送された物資の市町村への配分	58
(1)	広域物資輸送拠点別の配分先市町村.....	58
(2)	地域内輸送拠点への標準アクセスルート.....	58
(3)	市町村別の物資配分量.....	58
4	愛知県から市町村への物資輸送手段.....	60
5	岡崎市災害時物資受援計画に基づく物資調達計画	61

(1) 業務フロー.....	61
(2) 地域内輸送拠点からの物資輸送.....	61
(3) 物資調達に係る各担当者の役割.....	63
(4) 物的資源の確保.....	63
6 協定等を活用したプル型支援.....	66
 第8章 人的資源の確保に係る計画.....	67
(1) 総務省による被災市区町村応援職員確保システム.....	68
(2) 住民との連携.....	69
(3) 民間企業等との連携.....	69
 第9章 燃料調達及び電気・ガスの供給に係る計画.....	70
1 燃料調達.....	70
(1) 優先供給が必要な重要施設.....	70
(2) 発災時の対応.....	71
(3) 臨時給油施設の開設.....	71
2 電気・ガスの臨時供給.....	72
(1) 電力.....	72
(2) ガス.....	72
 第10章 ボランティア等との連携.....	73
1 社会福祉協議会との連携.....	73
2 NPO・ボランティア団体との連携.....	73
3 ボランティア団体等と情報共有する場の設置.....	73
4 医療・保健・福祉分野の専門職能団体との連携.....	74
 第11章 防災拠点.....	75
1 防災拠点の種類及び機能等.....	75
2 愛知県内の大規模な広域防災拠点.....	76
3 岡崎市内の防災拠点.....	77
 第12章 実効性を高めるための取組.....	78
1 地域防災計画等への位置づけ.....	78
2 研修・訓練の実施.....	78
3 人的・物的資源の管理.....	78
4 計画の継続的な見直し.....	79

資料編

はじめに

平成 27 年 3 月、国の中央防災会議幹事会から「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）」が公表された。これを受けて愛知県は、国が実施する応急対策に係る緊急輸送ルートの確保活動、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給及び電気・ガスの臨時供給について迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するため、平成 28 年 3 月に「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画（以下「県計画」という。）」を策定している。

また、総務省では平成 30 年 3 月、大規模災害発生時に被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして、都道府県又は指定都市をカウンターパートとして被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」での応援や災害対応業務を円滑に進めるためのマネジメント機能の確保に向けた災害マネジメント総括支援員の派遣等を体系化した「被災市区町村応援職員確保システム」を構築している。

岡崎市災害時受援計画（以下「本計画」という。）は、これら国県の動向を踏まえるとともに、岡崎市地域防災計画、岡崎市業務継続計画及び県計画等関連計画との整合を保ちつつ、災害発生直後から人的・物的支援を効率的に受け入れられる体制の構築を図るために必要な対策について定めるものである。

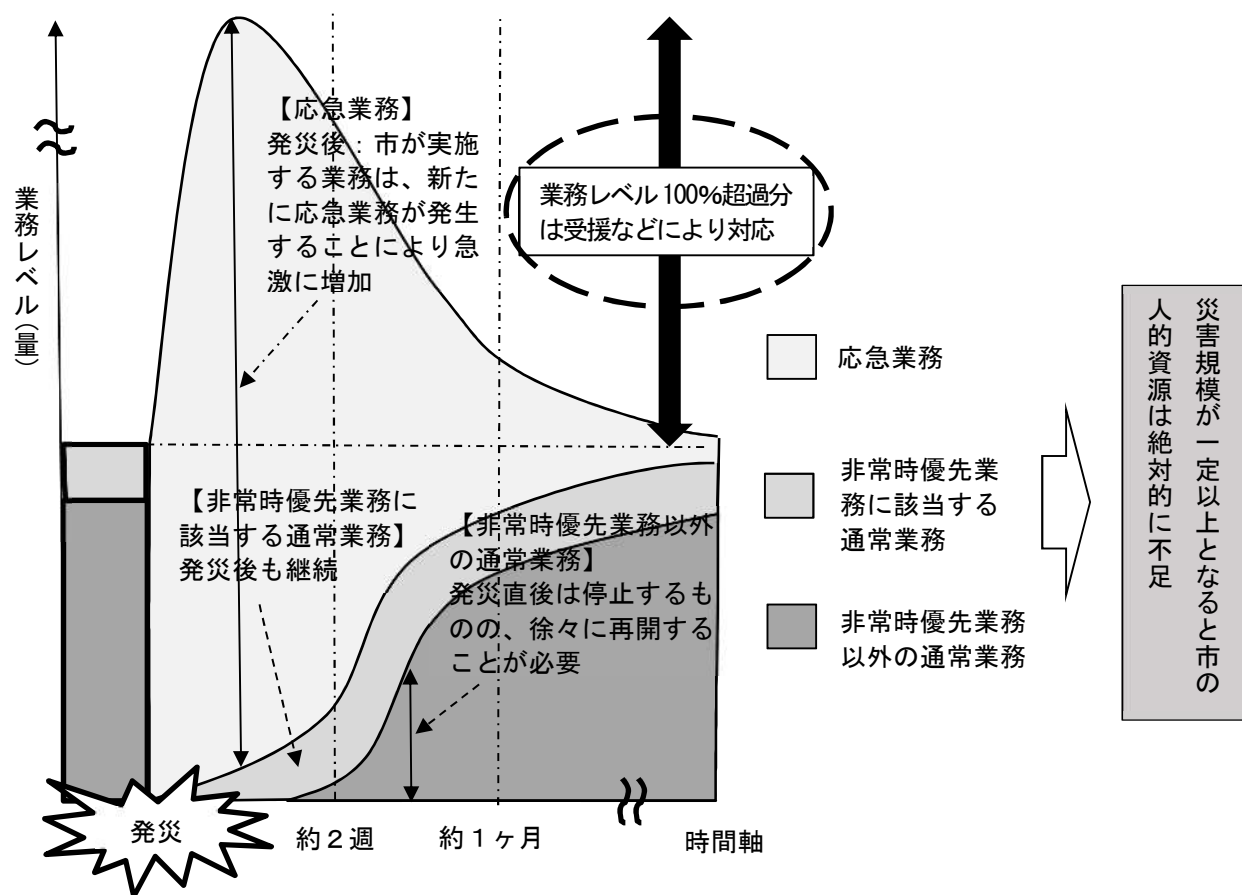
第1章 基本方針

1 計画策定の趣旨

(1) 受援計画とは

本市は、南海トラフ地震等の大規模地震発生時に人員・物資・情報・ライフラインなど必要資源が制約された状況下においても、あらかじめ選定した非常時優先業務を速やかに遂行することで行政機能と災害応急対策を継続させることを目的とする岡崎市業務継続計画を平成26年に策定した。

非常時優先業務以外の通常業務を極力休止等することで、発災後新たに生じる応急対策業務への必要資源の最大限の投入を図るものである。しかしながら、被害規模が大きくなれば、限られた資源による自治体単独での対応は一層困難となる。このように1自治体での対応力を超える状況下で不可欠となるのが、「応援の受入」すなわち「受援」であり、人的・物的資源などの支援・提供を受け、これを応急活動業務や継続することが不可欠な通常業務等に活用するものである。



「市町村の業務継続計画作成ガイド（平成27年5月 内閣府（防災担当））」を一部加工

図 1-1 災害時の業務量の推移イメージ

(2) 受援と応援

本計画では、「受援」と「応援」を次のように位置づける。

受援：災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること。

応援：災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供すること。

(3) 計画策定の方針

本計画の策定にあたっての基本的な方針は次のとおりとする。

【受援計画策定にあたっての基本方針】

- I 岡崎市業務継続計画において選定した非常時優先業務を踏まえつつ、各部署等において受援が必要な業務を把握すること。
- II 災害対策本部内への応援の受け入れに関する庁内調整を担う対策本部や班の配置など、受援に必要な組織・体制を整備すること。
- III 本計画を実施する判断基準について具体化すること。
- IV 広域進出拠点、広域物資輸送拠点等の広域な拠点から救助活動拠点、地域内輸送拠点及び防災拠点等市内拠点への輸送ルートの確保について定めること。
- V 関係機関への支援の要請及び連携の内容について整理すること。
- VI 本計画の実効性をより高めるための継続的な取組について定めること。

2 計画の位置づけ

国、県、市と関係する法律、計画等と本計画の位置づけを図 1-2 に示す。

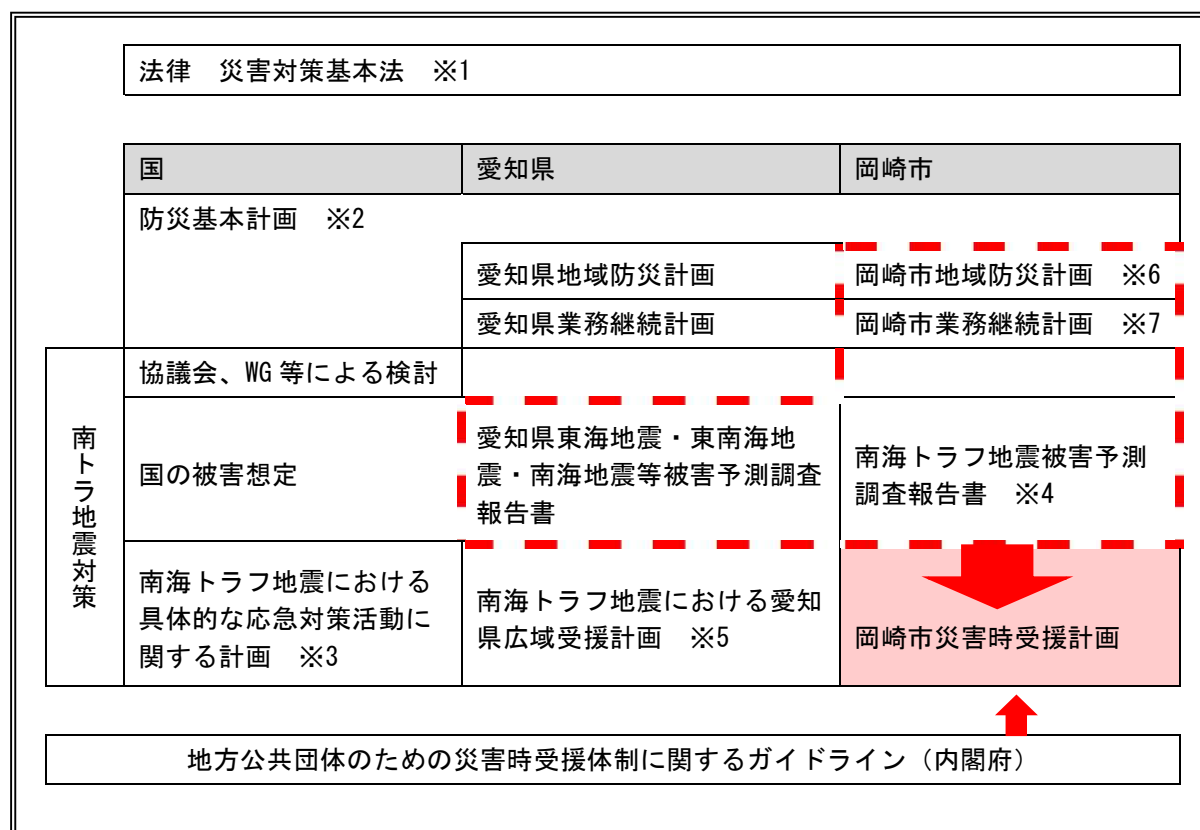


図 1-2 計画の位置づけ

【用語解説】

※1 災害対策基本法

東日本大震災を受けて災害対策基本法が改正され、「地方公共団体は地域防災計画を定めるに当たり、円滑に他の者（防災関係機関、民間企業、ボランティア等も含む。）の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮すること（法第 40 条第 3 項、第 42 条第 4 項）」や、「円滑な相互応援の実施のために、相互応援に関する協定の締結や共同防災訓練の実施など必要な措置を講ずるよう努めること（法第 49 条の 2）」が追加されている。

※2 防災基本計画

防災基本計画では、応援・受援に関する規定が整理され、地域防災計画への位置づけや都道府県への応援要請が迅速に行えるよう準備を整えておくことなどが明確化されている。

【防災基本計画（第2編第1章第6節2（5））】

- 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- 市町村は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

※3 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（具体計画）

南海トラフ地震発生時に、災害対策基本法及びこれに基づく防災計画等と相まって、主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めている。

（出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 平成29年3月 内閣府（防災担当））

※4 南海トラフ地震被害予測調査報告書

本計画は、対象とする地震として南海トラフ地震「過去地震最大モデル」を想定する。南海トラフで発生する大規模な海溝型地震の被害想定は愛知県防災会議が、平成26年5月に愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果として取りまとめたものである。これを受け本市では、平成27年3月に南海トラフ地震被害予測調査報告書として取りまとめた。報告書では、過去地震最大モデルでは死者約100人、重軽傷者約1,800人、建物の全壊・焼失及び半壊合わせて約14,900棟という甚大な被害が想定されている。

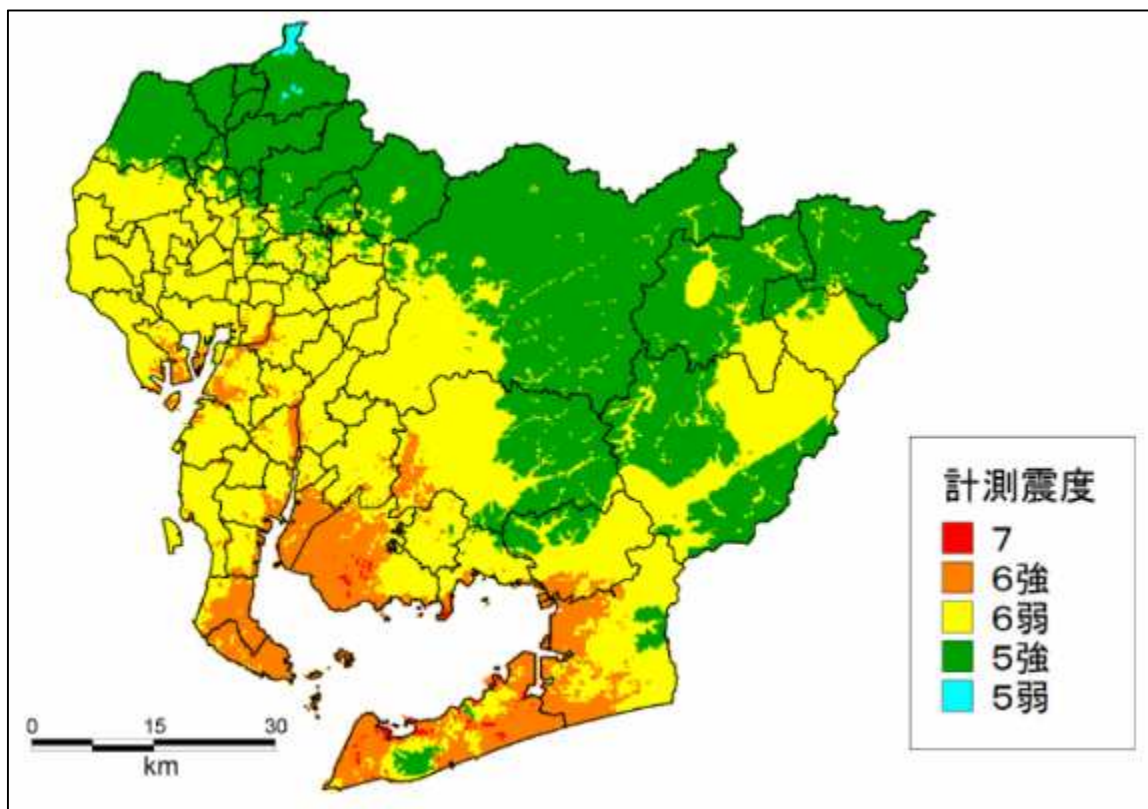


図 1-3 過去地震最大モデルの地震による愛知県全域の震度分布

(出典：岡崎市南海トラフ地震被害予測調査報告書 平成 27 年 3 月 岡崎市)

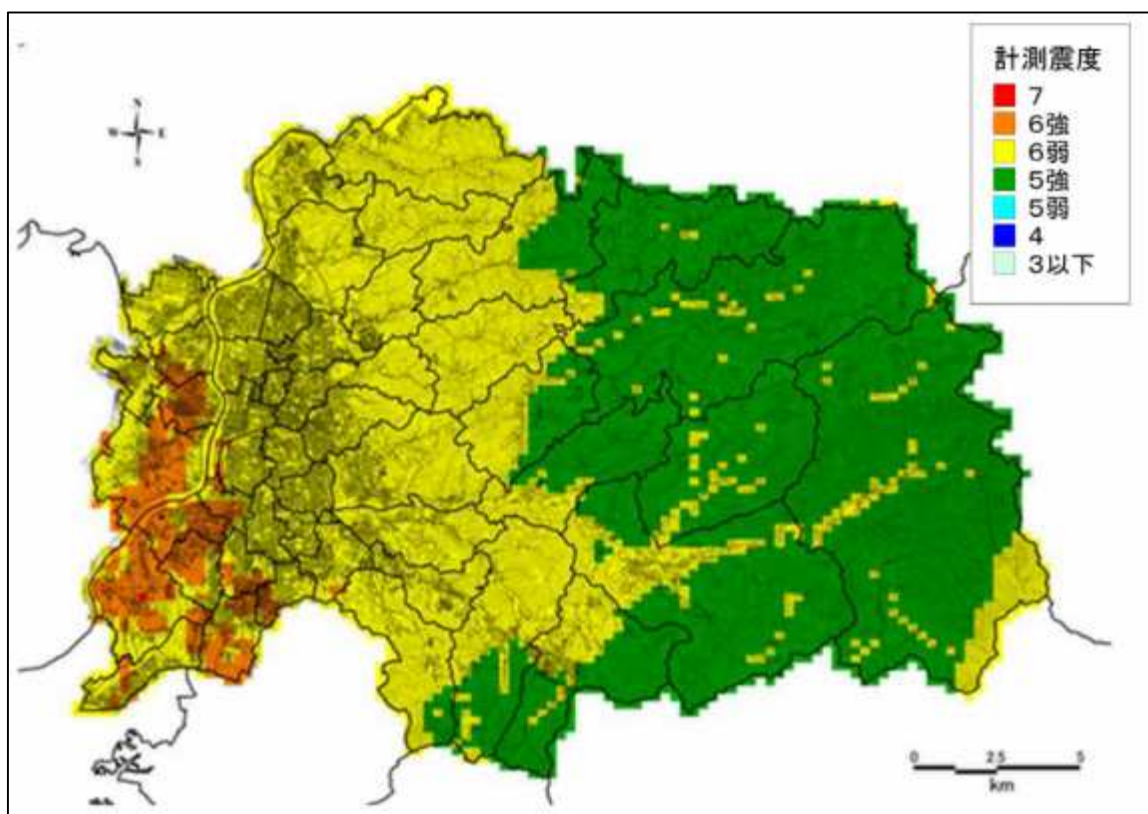


図 1-4 過去地震最大モデルの地震による岡崎市全域の震度分布

(出典：岡崎市南海トラフ地震被害予測調査報告書 平成 27 年 3 月 岡崎市)

表 1-1 岡崎市における人的被害（過去地震最大モデル）

（単位：人）

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 （うち屋内転倒物・ 屋内落下物）	死者数	約 100 （約 10）	約 50 （約 10）	約 80 （約 10）
	重傷者数	約 200 （約 70）	約 300 （約 50）	約 200 （約 30）
	軽傷者数	約 1,600 （約 300）	約 1,000 （約 200）	約 1,100 （約 200）
急傾斜地等	死者数	約 10	*	*
	重傷者数	*	*	*
	軽傷者数	*	*	*
火災	死者数	*	*	約 60
	重傷者数	*	*	約 20
	軽傷者数	*	*	約 50
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	*	*	*
	重傷者数	*	約 10	約 10
	軽傷者数	*	約 10	約 20
死傷者数合計	死者数	約 100	約 60	約 100
	重傷者数	約 200	約 300	約 200
	軽傷者数	約 1,600	約 1,000	約 1,200
自力脱出困難者数	地震動	約 700	約 600	約 600

（出典：岡崎市南海トラフ地震被害予測調査報告書 平成 27 年 3 月 岡崎市）

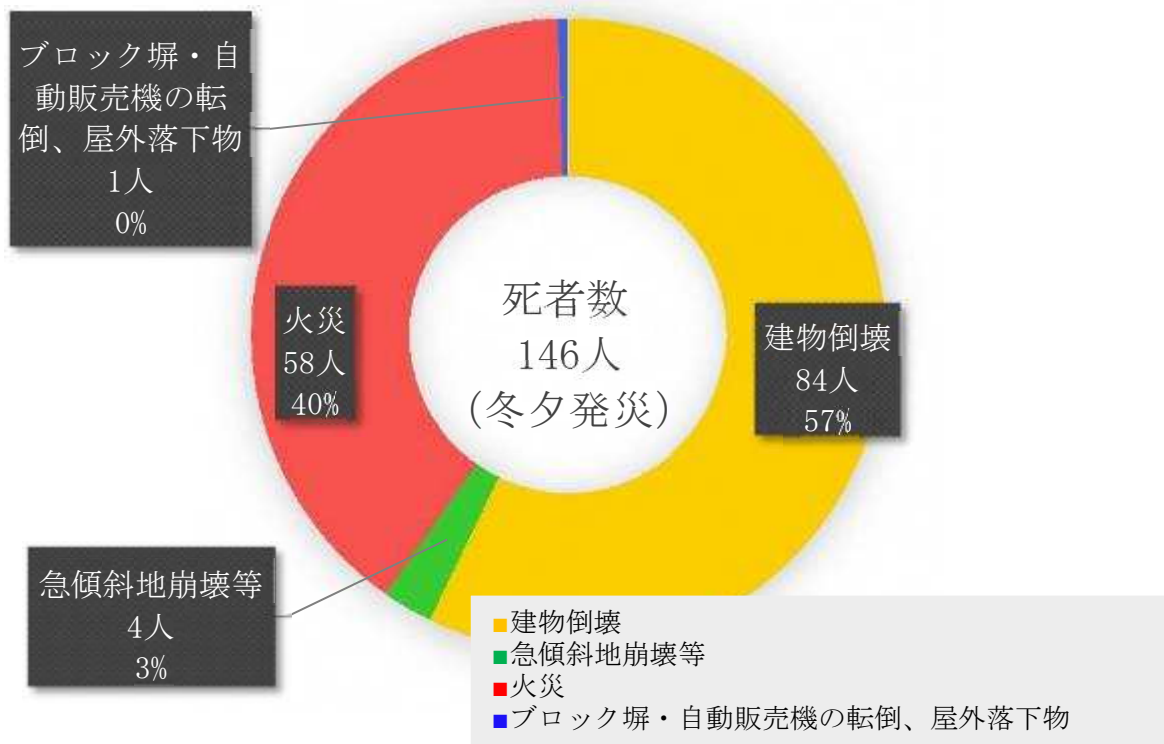


図 1-5 岡崎市における人的被害（過去地震最大モデル）

（出典：岡崎市南海トラフ地震被害予測調査報告書 平成 27 年 3 月 岡崎市）

表 1-2 岡崎市における建物被害（過去地震最大モデル）

（単位：棟）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約 2,300		
	半壊	約 9,400	約 9,400	約 9,200
液状化	全壊	約 200		
	半壊	約 1,300	約 1,300	約 1,300
急傾斜地等	全壊	約 60		
	半壊	約 100	約 100	約 100
火災	焼失	約 20	約 20	約 1,300
建物棟数		129,315		
建物被害総数	全壊・焼失	約 2,600	約 2,600	約 3,900
	半壊	約 11,000	約 11,000	約 11,000
建物被害率	全壊・焼失	約 2%	約 2%	約 3%
	半壊	約 8%	約 8%	約 8%
ブロック塀等転倒数		約 1,200		
屋外落下物が発生する建物数		約 100		

※ 以下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

※ ①5 未満→「*」、②5 以上 100 未満→「一の位を四捨五入」、③100 以上 1 万未満 → 「十の位を四捨五入」、④1 万以上 → 「百の位を四捨五入」 以下同じ。

（出典：岡崎市南海トラフ地震被害予測調査報告書 平成 27 年 3 月 岡崎市）

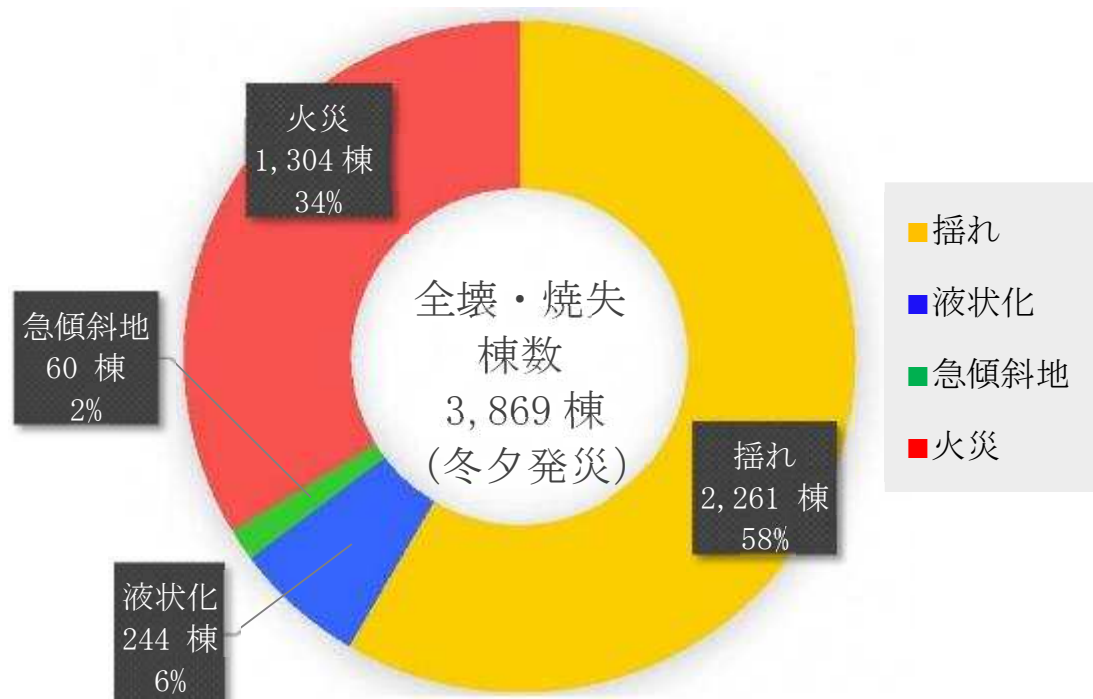


図 1-6 岡崎市における建物被害（過去地震最大モデル）

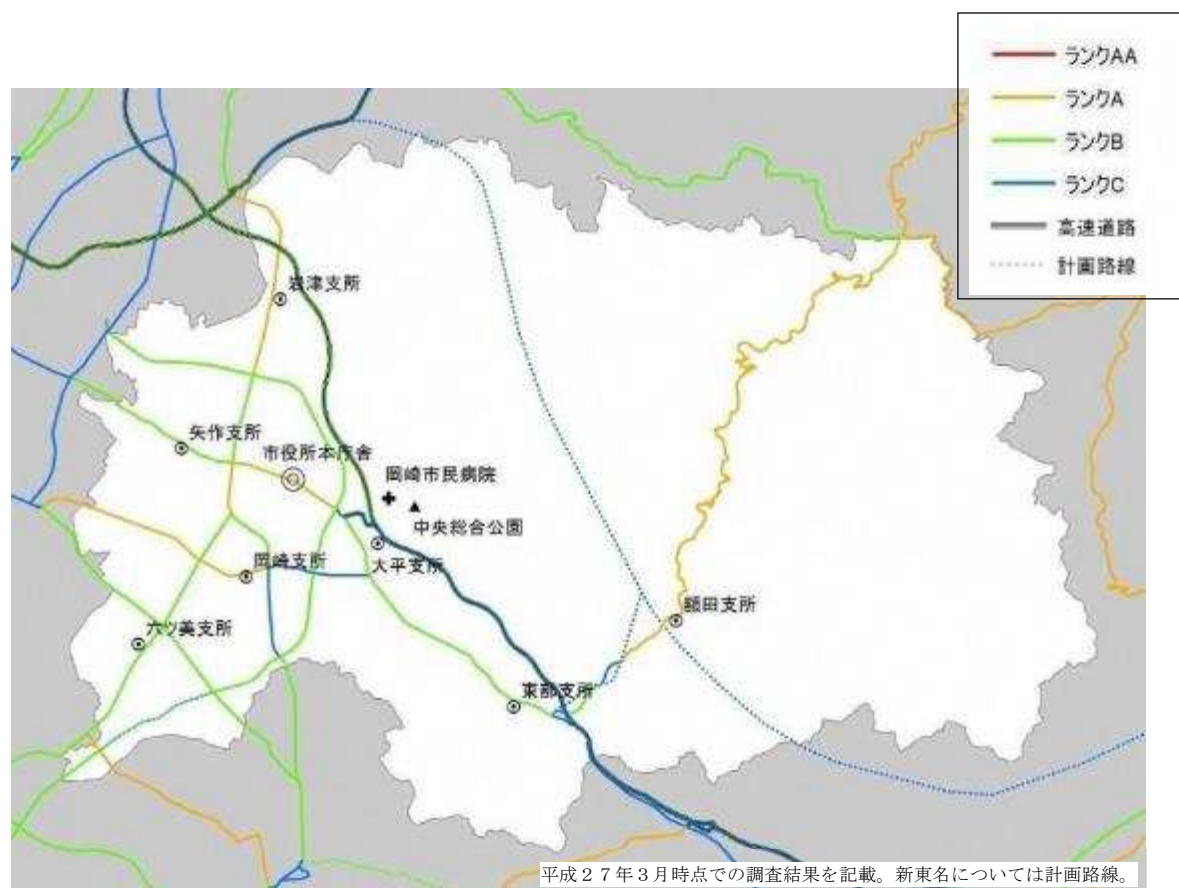
（出典：岡崎市南海トラフ地震被害予測調査報告書 平成 27 年 3 月 岡崎市）

表 1-3 岡崎市における避難者 (冬夕方発災時)

(単位：人)

	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
避難者総数	約 15,000	約 68,000	約 15,000
避難所避難者数	約 8,800	約 34,000	約 4,400
避難所外避難者数	約 5,900	約 34,000	約 10,000

(南海トラフ地震被害予測調査報告書 平成 27 年 3 月岡崎市)



(影響度ランクの設定)

影響度ランク	被害規模	被害のイメージ
AA	大	橋梁の落橋・倒壊／湛水 等
A	中	道路閉塞（建物、道路上工作物）／橋梁の亀裂・ 損傷／盛土・切土被害／地すべり 等
B	小	液状化被害／その他小規模な被害 等
C	なし	—

図 1-7 岡崎市における道路被害

(出典：岡崎市南海トラフ地震被害予測調査報告書 平成 27 年 3 月 岡崎市)

※5 南海トラフ地震における愛知県広域受援計画

平成 28 年 3 月に策定された（令和 5 年 3 月に修正）県計画では、国が実施する応急対策に係る緊急輸送ルートの確保活動、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給及び電気・ガスの臨時供給について迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するため、県が行うべき事項を中心に、当該事項を中心にして市町村、その他防災関係機関（指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の組合、県、市町村等と協定を締結した事業者を含む。）等が実施すべき役割等を定めている。

また、計画の実効性を高めていくため、具体計画の修正、実動訓練・図上訓練等を通じた検証、国・県・市町村・その他防災関係機関等の体制変更、施設や資機材等の整備の進捗に応じて、随時必要な見直しを行うものとしており、さらに、同計画に個別具体的な運用計画等については、今後関係機関において調整の上、詳細な内容を確定していくものとしている。

※6 岡崎市地域防災計画

岡崎市地域防災計画では、地震災害対策計画第 2 編震災予防計画において、応援要請・受入れのための体制整備として受援計画を速やかに策定するものと定めている。

※7 岡崎市業務継続計画

岡崎市業務継続計画（以下「市 BCP」という。）は、本計画と同じく被害想定の対象を南海トラフ地震としており、「4. 7 受援体制」に関係機関からの応援に対する対応について記載している。

市 BCP では、非常時優先業務以外の通常業務を極力休止等することで、発災後新たに生じる応急対策業務への必要資源の最大限の投入を図るものとしており、そのためには、本計画との整合及び緻密な連携が極めて重要となる。

3 計画の適用条件

（1）次のいずれかの場合には、国は被害全容の把握を待つことなく、国の具体計画に基づく災害応急対策活動を開始することから、県及び市町村は、本計画に基づく対応を実施する。

ア 地震発生時の震央地名の区域が、内閣府に平成 23 年 8 月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下「モデル検討会」という。）において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部、近畿、四国・九州地方のいずれの地域においても、震度 6 強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合

イ モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合

- (2) 本計画は(1)の基準を満たさない大規模地震及びその他の大規模災害が発生した場合にも、国・県の応援の状況を踏まえつつ、必要に応じ本計画の一部又は全部について適用するものとする。

4 初動対応

(1) 応援部隊等への支援

県外からの応援部隊等が迅速に人命救助のための活動を開始できるよう、応援部隊等の展開に必要な緊急輸送ルート、救助活動拠点（航空機用救助活動拠点を含む。）の使用可否情報や被害状況の提供、その他の必要な支援を実施する。また、県外からの応援部隊等が来るまでの間は、市内に所在している警察、消防等の防災関係機関と自主防災組織等で人員救助のための活動を実施する。

(2) 被害情報の報告

県災害対策本部に対して、愛知県高度情報ネットワーク等を通じて速やかに被害情報等を報告する。

(3) 災害派遣等の要請

自衛隊への災害派遣要請その他救助活動等に必要な要請を行う。

（本計画第5章 2 広域応援部隊等への派遣要請等 参照）

5 関係機関との連携

救助活動等は、県内の防災関係機関に加え、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等多数の機関が合同で実施することから、これら実施機関等に対して被害状況の提供を始め、その他必要な支援を実施するとともに、愛知県災害対策本部を通じるなどにより、情報の共有化と連携に極力努めるものとする。

6 タイムラインに応じた行動目標

県計画において、具体計画で示された発災からの経過時間に応じたタイムラインに基づいて設定されたタイムライン・イメージ図を図 1-8 に示す。また、この中で市が対応する内容について、赤枠で囲い示す。

7 受援業務等における人的支援に係る経費に関する負担

応援・受援業務に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市、防災関係機関等が負担する。

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

表 1-4 主な応援・受援業務における対象経費

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保険	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害想定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため
災害ボランティアセンター	社会福祉協議会	災害ボランティアセンター運営等費用

※救助法対象外経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係等の事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条第1項第1号）。

(出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン引用 平成29年3月 内閣府
(防災担当))

第2章 計画の対象範囲

1 計画における応援・受援の範囲

本計画では、災害発生後から想定される応援・派遣の形態のうち、「初動期」、
「応急期」及び「(初期)復旧期」における応援・受援を対象範囲とする。

初動期・ 応急期・ (初期) 復旧期	災害対策基本法に基づく応援 災害応急対策を実施するために必要な業務を実施 応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではない。 【根拠】災害対策基本法 67条、68条、74条	【想定業務】 避難所運営支援 物資集積支援 応急危険度判定 住家被害調査
	相互応援協定に基づく応援 地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣 応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 【根拠】市が締結する災害時相互応援協定	【想定業務】 協定に規定される業務

図 2-1 計画における応援・受援の範囲

2 対象業務

(1) 受援対象となる業務の基準

大規模災害の発生時には、人命救助を始め、被災者への支援を中心とする多岐に渡る災害応急業務を実施することとなる。これらの業務の多くで、国によるプッシュ型支援などの定型的な支援を始め、県、市町村、民間企業、ボランティア団体等による人的・物的資源による応援が行われることが想定される。このため、受援側が事前に応援を受けることが必要となる業務を把握しておくことが必要となる。本計画では、これら受援対象業務の抽出選定にあたり、全国知事会による「平成28年度熊本地震における被災自治体に対する都道府県からの短期派遣の状況のとりまとめ」(資料編 2)を参考として本市が作成した、「受援の対象となる業務の基準一覧」(資料編 4)を用いることとする。

なお、当該業務の抽出にあたっては、市BCPに定める、非常時優先業務(応急対策業務)及び非常時優先業務(通常業務)との整合性に充分留意することとする。

(2) 受援を必要とする業務

庁内各部課等への照会及びヒアリングを行い、大規模災害の発生時に他の自治体や協定締結団体等からの支援を必要とすることが想定される業務の集約を行った結果を表 2-1 に示す。受援を必要とする業務は 80 項目、対象は 53 の課等におよぶこととなる。

表 2-1 大規模災害時に支援を必要とする（受援対象）業務－ 1

区分		受援対象業務		受援に係る所管部課
1	救助・救急、 消火活動	1	災害派遣部隊(自衛隊)による救助活動	統括調整チーム
		2	緊急消防援助隊(消防庁)による救助・救急・消火活動	救助・消火チーム
		3	警察災害派遣隊(警察庁)による救助活動	統括調整チーム
		4	その他の機関による救助・救急、消火活動	統括調整チーム
2	医療活動	5	救護班・救護所設置・医療活動	医療・健康維持チーム
		6	医療広域応援要請に関する連絡調整	医療・健康維持チーム
		7	医療機関の被害状況の把握、医療機関の運営・復旧支援	医療・健康維持チーム
		8	医療ボランティアの受入等	医療・健康維持チーム
		9	医薬品及び医療資機材の調達	医療・健康維持チーム
3	建築物等危険 度判定	10	被災建築物応急危険度判定(一般住宅・市有施設)	土木・建築チーム
		11	被災宅地の調査・危険度判定等	土木・建築チーム
4	社会基盤施設の 緊急対策	12	市有施設の被害状況の調査	清掃施設課、土木・建築チーム、 市民病院総務課
		13	被災施設の緊急措置・応急復旧	清掃施設課、土木・建築チーム、 市民病院総務課
		14	土嚢袋等資機材の調達	土木・建築チーム
5	避難者対策	15	避難誘導・避難者の安全対策	ふくし支援チーム
		16	避難所の運営	避難所運営本部
		17	避難所及び在宅の要配慮者支援	ふくし支援チーム
		18	帰宅困難者への対応	統括調整チーム
6	広域避難対策	19	広域避難	統括調整チーム
7	生活物資の供 給	20	障害物の除去	土木・建築チーム
		21	道路交通の確保	土木・建築チーム
		22	輸送拠点の確保	物資調達輸送チーム
		23	災害用備蓄物資の搬出・運搬(食料・飲料 水・生活必需品・燃料)	物資調達輸送チーム
		24	物資の受入れ	物資調達輸送チーム
		25	物資の供給	物資調達輸送チーム

表 2-1 大規模災害時に支援を必要とする（受援対象）業務－ 2

区分		受援対象業務		受援に係る所管チーム等
8	給水	26	応急給水活動	上下水道確保チーム
9	ガス供給	27	LP ガス・カセットコンロ等の供給	統括調整チーム
10	健康対策	28	健康調査・相談	医療・健康維持チーム
		29	栄養管理	医療・健康維持チーム
		30	心のケア、精神保健	医療・健康維持チーム
11	生活衛生対策	31	し尿処理	衛生対策チーム
		32	仮設トイレの設置	衛生対策チーム
		33	入浴支援	医療・健康維持チーム
		34	し尿処理、仮設トイレ、一般廃棄物処理	衛生対策チーム
		35	し尿処理、一般廃棄物処理	衛生対策チーム
12	災害廃棄物の処理	36	震災時の一般廃棄物処理	衛生対策チーム
		37	災害廃棄物収集、処理、処分	衛生対策チーム
		38	環境保全管理	衛生対策チーム
13	防疫対策	39	防疫活動	医療・健康維持チーム
		40	保健活動	医療・健康維持チーム
		41	食品の衛生確保	医療・健康維持チーム
		42	被災ペット動物救護活動	衛生対策チーム
14	行方不明者捜索・遺体対応	43	行方不明者の捜索	救助・消火チーム
		44	遺体の埋火葬	衛生対策チーム
15	応急仮設住宅の整備・確保	45	応急仮設住宅の用地確保、建設・管理	土木・建築チーム
		46	応急仮設住宅の入居対応	土木・建築チーム
		47	賃貸型応急住宅の入居対応	土木・建築チーム
		48	被災住宅の応急修理、障害物除去	土木・建築チーム
16	社会基盤施設の応急復旧	49	市有建築物被災状況調査、応急復旧	土木・建築チーム
		50	上水道の被害調査・災害復旧	上下水道確保チーム
		51	下水道の被害調査・災害復旧	上下水道確保チーム
		52	インフラ施設、道路施設等社会基盤の被害調査・復旧	土木・建築チーム
17	被災者生活再建	53	被害家屋調査	生活再建チーム
		54	り災証明書の発行	生活再建チーム
		55	被災者生活再建支援金支給	生活再建チーム
		56	災害弔慰金・見舞金等の支給	生活再建チーム
		57	義援金品・支援金の受入れ、配分	生活再建チーム
		58	税の減免調査	生活再建チーム
		59	生活資金等の貸付け	生活再建チーム
18	広報活動	60	広報紙作成	統括調整チーム
		61	インターネット等による広報	統括調整チーム
		62	外国人対応	ふくし支援チーム

表 2-1 大規模災害時に支援を必要とする（受援対象）業務－ 3

区分		受援対象業務		受援に係る所管部課
19	相談窓口	63	消費者生活相談	生活再建チーム
		64	住宅再建相談	生活再建チーム
20	経済活動支援	65	市内産業の被災状況の調査、復旧支援（融資等）	生活再建チーム
		66	被災商業者の相談窓口対応	生活再建チーム
21	教育・保育支援	67	応急教育・保育対策（学用品等の給与を含む。）	こども支援チーム
		68	学校施設応急復旧	こども支援チーム
22	文化財の緊急保全	69	文化財等の被害調査	こども支援チーム
		70	文化財等の一時保管	こども支援チーム
23	災害ボランティアの活動促進	71	災害ボランティア連絡・調整	ふくし支援チーム
24	戸籍・年金関係	72	戸籍、住民基本台帳等の届出等	市民課、7支所
		73	保険・年金の届出等	7支所
25	選挙関係	74	選挙執行事務	総務文書課
26	市有施設等の復旧全般	75	道路・河川の災害復旧	土木・建築チーム
		76	公園緑地の災害復旧	土木・建築チーム
		77	建物・設備の復旧	市民病院施設課
		78	防災拠点施設、市有施設の復旧	市民病院施設課
27	農林施設の復旧	79	農業用地・施設の復旧	農務課、農地整備課
28	その他	80	人員輸送用・公用車両の確保	物資調達輸送チーム
		80	簡易郵便局窓口業務	額田支所
		80	福祉避難所におけるスクリーニング	ふくし支援チーム
		80	民生委員安否情報の確認	地域福祉課
		80	震災復興都市計画決定手続き	土木・建築チーム
		80	震災後の都市基盤整備事業の検討	土木・建築チーム

（3）業務別受援マニュアルの作成

市は、本計画策定後、すみやかに受援に係るマニュアルを作成するものとする。また、当マニュアルに基づき、応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、所管チーム等においては、業務別に役割分担、支援の要請先及び業務に必要な資機材等をチームマニュアルに記載し、執務室等に備えるものとする。

第3章 受援体制

1 計画の実施

本計画を実施する基準は次のとおりとし、防災課長からの被災情報等の報告を受け、市民安全部長が災害対策本部長の承認を得て行うものとする。また、実施を決定した場合には、直ちにその旨を災害対策本部員及び防災関係機関に報告するとともに報道機関に発表するものとする。

本計画の実施基準

I 市BCPの発動に基づくもの

大規模地震の発生により災害対策本部が設置されるとともに、市域及び市役所に甚大な被害が発生した場合

II 国の具体計画の判断基準に基づくもの

地震発生時の震央地名の区域が、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震検討会（座長：阿部勝征東京大学名誉教授）」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部、近畿、四国、九州地方のいずれかの地域においても、震度6強以上の観測があった場合

III その他

大規模災害の発生等により、災害対策本部長が応援要請の必要があると認めた場合

2 計画期間

本計画を実施する期間は、第2章計画の対象範囲に定める「初動期」、「応急期」及び「(初期)復旧期」とする。「初動期」は災害発生当日、「応急期」は1～3日間、「(初期)復旧期」は1週間から1箇月を目安とするが、南海トラフ地震等、広域に及び甚大な被害が想定される災害の発生時にあつては、より長期間での本計画の実施が必要となる。

3 受援体制

(1) 災害対策本部における受援体制

応援の受入れを円滑にし、被災者への支援等を迅速におこなうため、統括調整チーム総務・財務グループが受援調整を実施する。

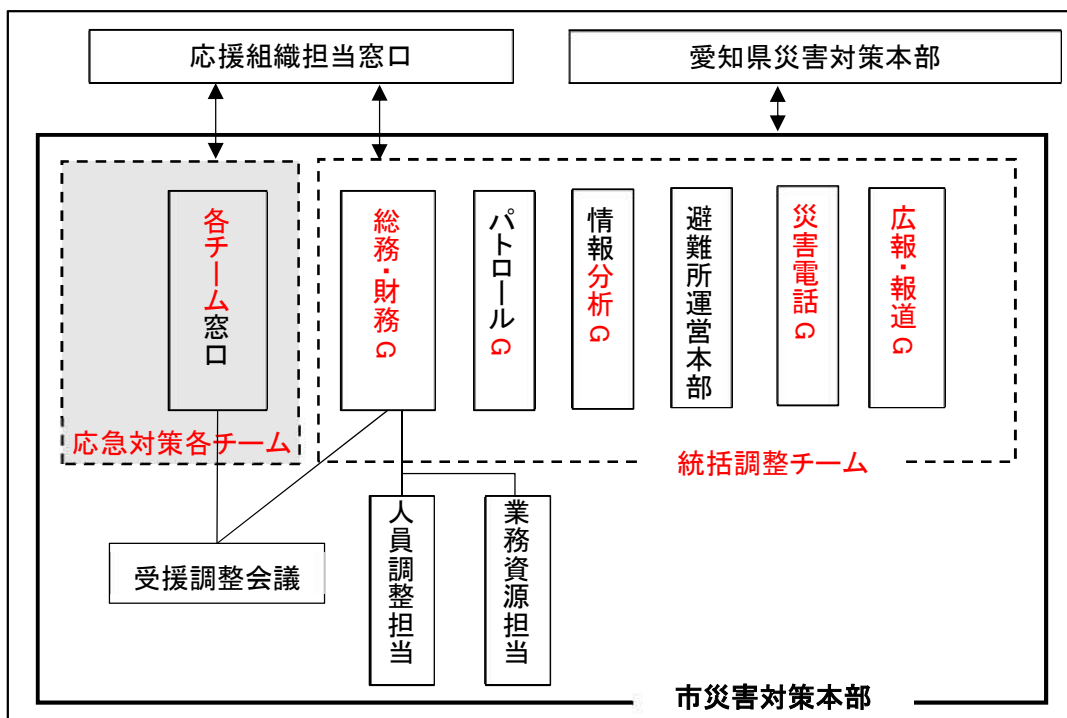


図 3-1 対策本部の体制

表 3-1 総務財務グループの受援調整に関する人員構成

構成	担当	
班長		
人員調整担当	【総括】	【担当】
業務資源担当	【総括】	【担当】

(2) 総務・財務グループの受援に関する役割

総務・財務グループの受援に関する業務は次のとおりとする。

- ア 応援の受入決定や受け入れに関する庁内調整
- イ 庁内の人的・物的ニーズのとりまとめ
- ウ 庁内の人的・物的な応援受入れ状況の把握
- エ 必要な資源の調達・管理
- オ 活動スペースや資機材の確保、執務環境、宿泊場所の斡旋等、応援職員等に対する支援
- カ 必要となる応援の要請に関すること

(3) 業務支援窓口の役割

業務支援窓口の所掌する業務は次のとおりとする。

- ア 必要とする人的・物的な応援を把握し総務・財務グループに要請すること
- イ 人的・物的な応援受入れ状況を把握し総務・財務グループに報告すること
- ウ 協定締結機関、災害時協力団体等との応援に関する調整

(4) 応援業務の調整

これら応援に関する全体の調整を図るため、市対策本部において必要に応じ応援調整会議を開催する。

(5) 応援職員等の受入れに関し配慮すべき事項

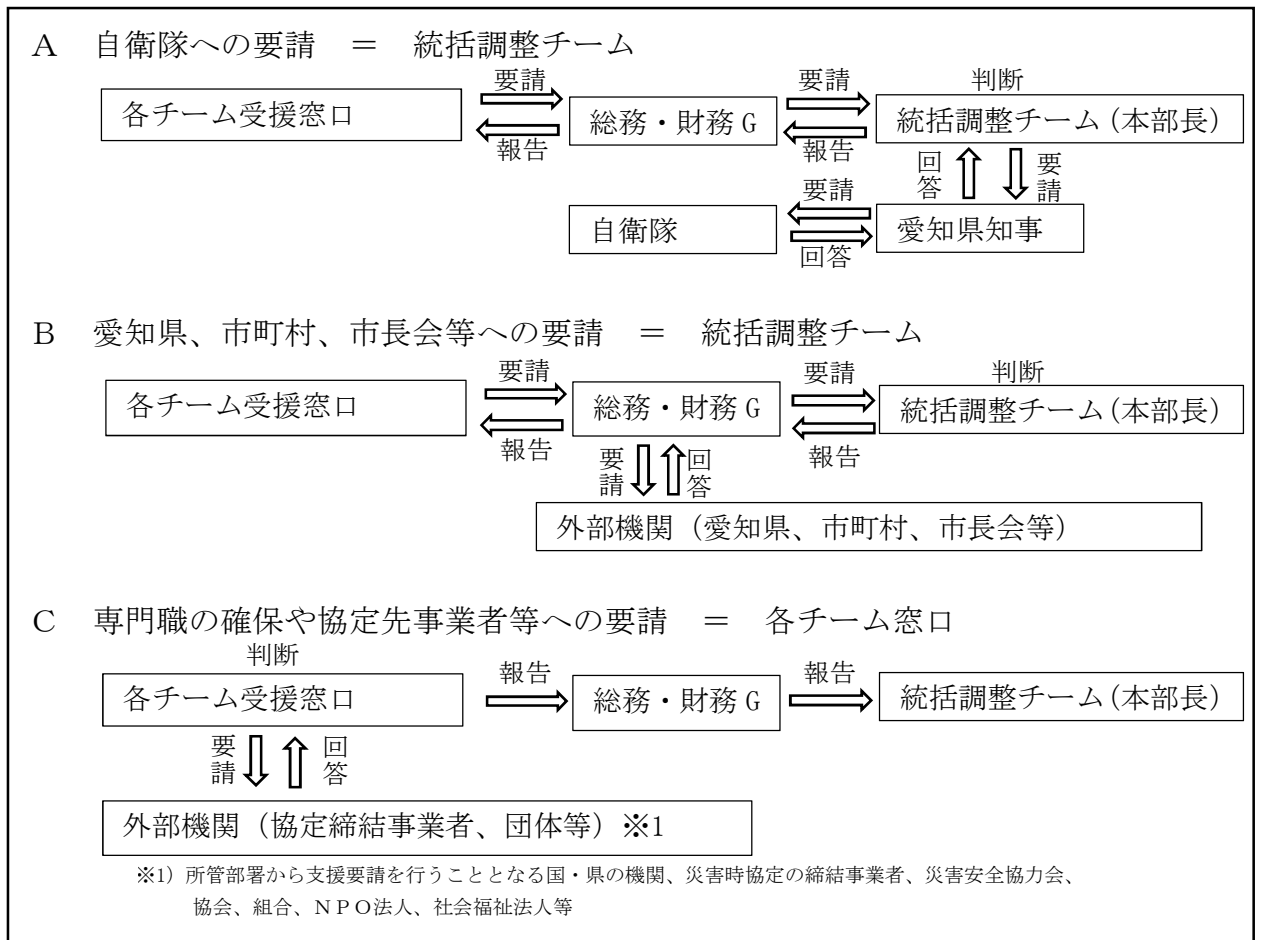
応援を受入れるに当たり、応援職員向けに業務や活動を実施するためのスペースや資機材を確保する必要がある。応援職員の滞在のための宿泊場所に関する情報の提供や、健康面への対応などについての対策も必要である。これら配慮すべき事項を次にまとめる。また、必要と考えられるスペース、資機材等については、マニュアル等において具体的に定めるものとする。

表 3-2 応援職員の受入れに当たり配慮すべき事項

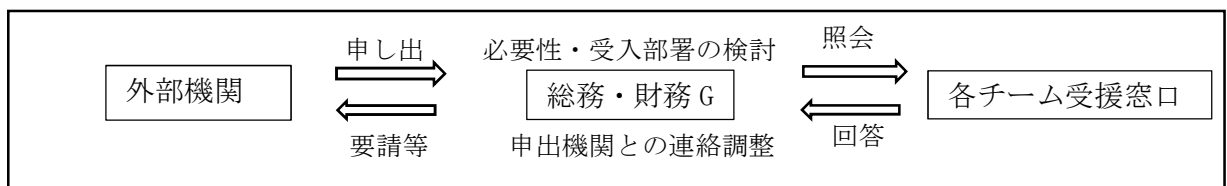
項目	環境整備の内容
スペースの確保	● 応援側の現地本部として執務が出来るスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する ● 可能な範囲で、応援側の駐車スペースを確保する
資機材等の確保	● 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する
執務環境の整備	● 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する
宿泊場所に関する 情報提供等	● 応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、紹介程度は行う ● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や省庁等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する

(6) 応援要請の流れ

【市が応援の要請をする場合】



【市に応援の申し出があった場合】



(7) 人的・物的資源の流れ

応援・受援に関わる組織は、人的・物的資源のフローの全体像を共有する必要がある。

この資源の流れは、①ニーズ把握、②調達（物的資源）・要請（人的資源）の確保、③輸送（物的資源）・動員（人的資源）、④追跡・把握、⑤追加（物的資源）・交代（人的資源）、⑥撤収、⑦実費・弁償（物的資源）、精算・報告（人的資源）、⑧備蓄管理、人的資源の把握という、8つのステップからなる。なお、①、②は受援側が、また③～⑤は応援側が、実施主体となることが原則である。⑥～⑧は「資源管理機能」として、応援・受援の双方が取り決めに応じ、必要な手続きを実施する。

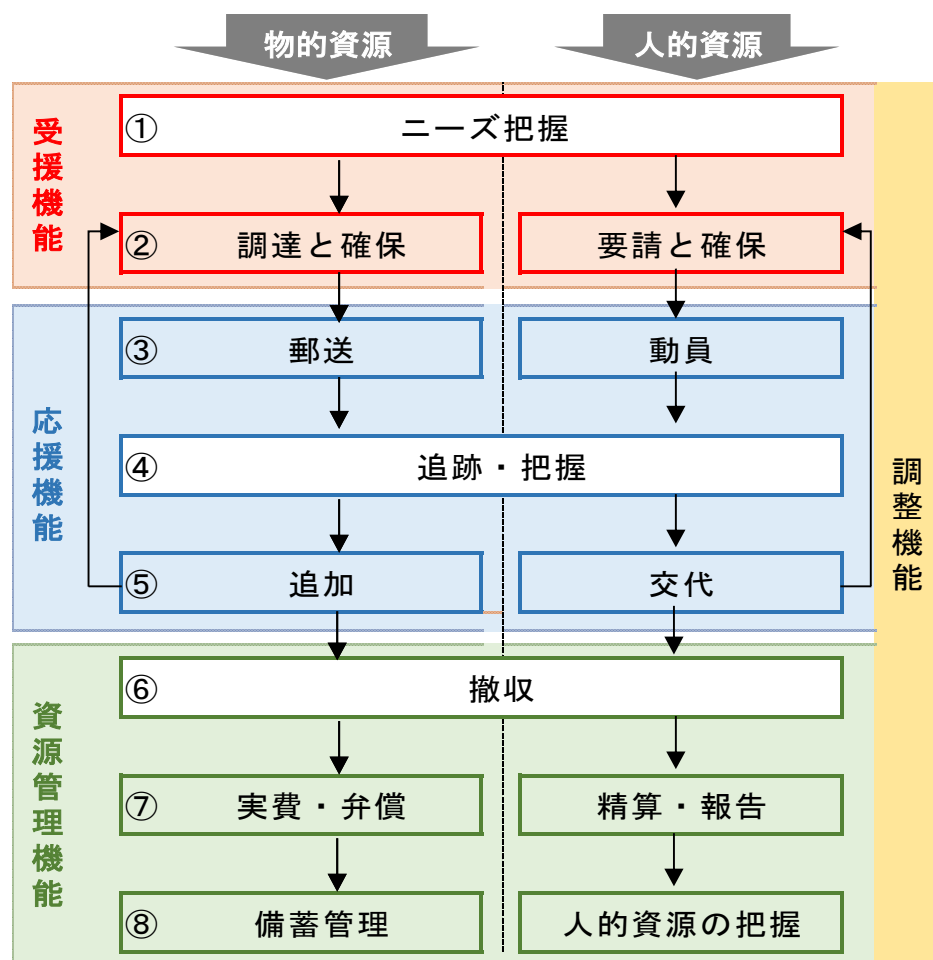


図 3-2 人的・物的資源の流れ

ポイント 人的・物的資源の流れを理解し、資源管理上の役割を整理する

人的・物的資源の流れを8つのステップで説明します。人的・物的資源の応援・受援を検討にあたり、このステップにおける役割分担を整理しておく必要があります。

① ニーズ把握

災害が発生した場合、応援・受援の担当職員は、災害の状況に応じ、優先的に取り組むべき対応課題を意識し、その課題解決に必要な人的・物的資源を特定する必要があります。

必要な人的・物的資源の特定と同時に、「必要資源がどの程度必要とされているか」「資源が必要な場所と時期を特定する」「誰が受け取り、使用するか」を把握する必要があります。

一方、人的・物的資源の必要性と可用性は、災害過程が進展するにつれて絶えず変化します。人的・物的資源を保有する組織との調整は、できるだけ早く、平時より開始する必要があります。

② 調達(物的資源)・要請(人的資源)の確保

ニーズを把握し、必要資源を特定したら、それらを確保するステップに移ります。

災害の規模や複雑さが増すにつれて、より多くの地域特性や状況に応じて、人的・物的資源を増強する必要があります。何を優先的に確保するのかの決定が必要になる場面も想定され、地方公共団体の意思決定者の関与も必要となってきます。

被災県・応援県においては、市町村同士の資源の競合に対し、調整機能を発動し、適切な資源配分が実現されることが期待されます。

③ 輸送(物的資源)・動員(人的資源)

人的・物的資源は、調達・要請の手順を通じて、ただちに輸送・動員されることが期待されます。

以下について、受援先・応援元で共有されていることが期待されます。

- ・出発日時、出発地
- ・被災地への交通手段
- ・到着予定日と時刻
- ・緊急連絡先(住所、連絡先、電話番号)
- ・人的・物的資源が到着したら、到達報告があることが望ましい

④ 追跡・把握

投入された人的・物的資源が、どのような状況にあるのか、を追跡(物的資源)・把握(人的資源)することを可能な限り実施します。これは、資源の安全性や活動の効率が制限されていないかを確認するために必要な過程です。

- ・資源の投入場所を明確に把握する
- ・物的資源については、受け取る準備が必要な場合は対応する
- ・人員、機器、消耗品の安全とセキュリティの確保に努める

図 3-3 人的・物的資源の流れ(8つのステップ) - 1

⑤ 追加(物的資源)・交代(人的資源)

「耐久性のある資源」「消費可能な資源」の2つのカテゴリーに分けて考えます。

人的資源は、「耐久性のある資源」です。しかし、一定期間で組織に戻し、適切な休息や回復時間と施設を提供する必要があります。労働衛生および精神衛生上の問題にも配慮する必要があります。また、消防車等の耐久性のある機材についても同様にメンテナンスを実施し、備えます。壊れたり紛失したりした物的資源は、修理・交換をする必要があります。固定設備資源も完全な機能能力に復元することが重要です。

「消費可能な資源(水、食料、燃料、およびその他の使い捨て用品など)」は、定期的に追加する必要があります。

⑥ 撤収

撤収とは、人的・物的資源を元の場所と状態に秩序正しく安全かつ効率的に戻すことです。応援・受援において、資源動員プロセスを開始すると同時に、撤収プロセスを意識し、準備しておく必要があります。コストと時間の両方に関して、可能な限り効率的な資源の撤収を計画しましょう。

災害の状況が変化すれば、急に別の場所で、資源が必要となる場合があります。その際に迅速に対応するためにも、また、過剰な資源が投入された場合にも被災地の混乱を収束させるために、速やかな撤収が必要となります。

⑦ 実費・弁償(物的資源)、精算・報告(人的資源)

災害救助法や災害時相互応援協定等に基づき、実費・弁償の手続きを実施する。

⑧ 追跡・把握

次の災害に備えて、物的資源については備蓄管理を、人的資源については災害対応に求められる技術や経験を整理しリスト化しておくことが期待されます。災害対応において要求される人的・物的資源を機能別に分類し、それらが平時に存在する場所などをリスト化しておきます。また、リストは定期的に更新しましょう。こうすることで次の災害に向けての準備が整います。

ポイント 応援・受援に関わる組織間の連絡調整が資源の流れにおいて最も重要

人的・物的資源の流れを通じて、応援・受援に関わる組織間における連絡調整を積極的に実施しましょう。災害対応の目的達成のためには、連絡調整が欠かせません。応援・受援の状況認識の統一は、連絡調整によって実現できます。

図 3-3 人的・物的資源の流れ(8つのステップ) - 2

(出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 平成 29 年 3 月 内閣府(防災担当))

第4章 輸送ルートの確保に係る計画

1 緊急輸送活動の実施に必要な道路

(1) 緊急輸送道路

ア 具体計画で定められた愛知県内の緊急輸送ルートは、資料編 5のとおりである。なお、緊急輸送ルートは、県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、全国から広域応援部隊や緊急物資輸送車両の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が想定される区域及び防災拠点に到達し、活動を確保するための必要最低限のルートとして選定されたものである。

イ 大規模災害時の交通規制対象路線（緊急交通路）及び検問所は、資料編 6、資料編 7、資料編 8のとおりである。

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

(2) 市指定緊急輸送道路及び優先啓開道路

ア 市指定緊急輸送道路

市は、第1次、第2次緊急輸送道路から市内の要所（地区防災活動拠点及び災害拠点病院等）を結ぶ主要道路を選定し、市指定緊急輸送道路として指定する。

表 4-1 市指定緊急輸送道路一覧

路線NO	路線名	起点	終点	延長 (km)
49※	大平田口線	大平町字駒場30番地 5	高隆寺町字五所合32番地 1	8.4
6019※	大平田口1号線	大平町字新寺43番地 1	大平町字駒場30番地 3	
7898	中央総合公園 東公園線	欠町字足延24番地 1	高隆寺町字前田 2 番地 2	
6135※	高隆寺洞線	高隆寺町字五所合32番地 1	洞町字七ツ池42番地 1	
6591	中央総合公園 美術博物館線	高隆寺町字坂ケ元 1 番地 5	高隆寺町字前田 6 番地 2	
6592※	中央総合公園 高隆寺線	高隆寺町字五所合33番地 1	丸山町字奥佐田 6 番地 7	
6593※	岡崎市民球場 東線	丸山町字御堂ケ入 4 番地11	丸山町字奥佐田 6 番地 7	
6594	岡崎市民球場 西線	高隆寺町字五所合34番地 6	洞町字山狭18番地 1	
[6654]	[岡崎阿知和スマートインター線]	[西阿知和町字東築井場]	[西阿知和町字上山ノ田]	[0.84]
[未定]	[阿知和地区工業団地内道路]	[西阿知和町字上山ノ田]	[東阿知和町字屋根場]	[未定]
[6328]	[東阿知和乙力大入線]	[東阿知和町字屋根場]	[東阿知和町字乙力]	[0.37]
[6702]	[東阿知和乙力2号線]	[東阿知和町字乙力]	[東阿知和町字乙力]	[0.33]
[6703]	[東阿知和真伝線]	[東阿知和町字乙力]	[真伝町字抱六岩]	[0.79]

※ 道路法の改正により指定された重要物流道路（代替・補完路）

[]は計画路線

イ 優先啓開道路 A

市は、第 1 次、第 2 次緊急輸送道路から地域防災拠点である各支所を結ぶ市道等を選定し、優先啓開道路 A として指定する。

表 4-2 優先啓開道路 (A) 一覧

路線 NO	路線名	起点	終点	延長 (km)
3787	羽根東荒子 1 号線	羽根北町二丁目 10 番地	羽根北町一丁目 1 番地 1	0.2
6037	丸山町 26 号線	丸山町字ハサマ 66 番地 1	丸山町字瓦屋前 46 番地 1	0.4
3609	丸山町 12 号線	丸山町字ハサマ 19 番地	丸山町字瓦屋前 46 番地 1	
4608	山中小学校東線	舞木町字天神越 90 番地	舞木町字天神越 21 番地 2	0.3
43	舞木蒲郡線	舞木町字天神越 14 番地 8	山綱町字天神 2 番地 9	
45	蔵前線	西藏前町 2 丁目 1 番地 5	東蔵前町字火打山 53 番地	0.3
2054	矢作電話局南線	矢作町字尊所 45 番地 1	矢作町字馬乗 63 番地 6	0.1
6475	福岡上青野線	下青野町字奥屋敷 61 番地 1	下青野町字本郷 94 番地	0.2
6017	土井下青野線	下青野町字本郷 98 番地 1	下青野町字本郷 111 番地	
10108	山ノ神線	樫山町字山ノ神 21 番地 22	樫山町字月秋 63 番地 1	0.2
35	主要地方道 岡崎設楽線	大平町字皿田 23 番地 2	大平町字皿田 7 番地 3	0.1
324	一般県道 生平幸田線	舞木町字市場 82 番地 1	舞木町字市場 81 番地 2	0.1
39	主要地方道 岡崎足助線	東蔵前町字火打山 53 番地	西藏前町字季平 48 番地 4	0.1
290	一般県道 矢作橋停車場線	矢作町字馬乗 96 番地 7	矢作町字馬乗 63 番地 3	0.1
37	主要地方道 岡崎作手清岳線	樫山町字山ノ神 31 番地 8	樫山町字月秋 56 番地 2	0.2

ウ 優先啓開道路 B

市は、第 1 次、第 2 次緊急輸送道路から地域の後方支援病院を結ぶ市道等を選定し、優先啓開道路 B として指定する。

表 4-3 優先啓開道路 (B) 一覧

路線 NO	路線名	起点	終点	延長 (km)
6025	グリーンランド 53 号線	本宿町字広畑 37 番地 1	本宿町字一里山 5 番地 1	0.7
4657	グリーンランド 3 号線	本宿町字西木竹 7 番地 3	本宿町字円如ヶ入 1 番地 53	
4660	グリーンランド 6 号線	本宿町字南中町 37 番地 1	本宿町字円如ヶ入 1 番地 53	
3783	羽根町線	羽根東町一丁目 1 番地 1	羽根北町五丁目 16 番地	0.3
9	日名橋線	錦町 2 番地 1	伊賀町字二丁目 14 番地 2	1.8
8	明代橋線	伊賀町字二丁目 14 番地 2	六供町字三丁目 9 番地 1	
147	中岡崎 8 号線	中岡崎町 3 番地 1	中岡崎町 3 番地 16	0.2
2416	中岡崎 11 号線	中岡崎町 1 番地 10	中岡崎町 3 番地 16	
2	奥殿線	仁木町字川越 188 番 1	仁木町字川越 17 番 35	0.1
51	井内新村線	牧御堂町字郷中	柱町字折戸 13 番地	1.2
6655	福岡線	柱町字折戸 13 番地	針崎町字唐桶 45 番地 2	0.6
477	一般県道東大見岡崎線	島町 29 番地	六供町字南床屋 4 番地 2	1.1

エ 優先啓開道路C

第1次、第2次緊急輸送道路と地域のライフライン関係重要施設とを連絡し、地域内の緊急輸送を担う市道等を選定し、優先啓開道路Cとして指定する。

表 4-4 優先啓開道路（C）一覧

施設名	路線 NO	路線名	起点	終点	延長 (km)
八帖変電所	2361	八帖北町12号線	八帖北町10番地1	八帖北町18番地16	0.2
大平変電所	23	伝馬町線	欠町字網笠3番地2	欠町字広見西通5番地3	0.2
	2848	愛知病院南線	欠町字広見西通5番地3	欠町字広見西通8番地	
康生変電所	2613	殿橋明代橋線	康生通南2丁目34番地3	康生通南2丁目56番地2	0.3
	151	箆田町線	唐沢町1丁目1番地	康生通南2丁目56番地2	
羽栗変電所	324	生平幸田線	舞木町字天神越33番地4	舞木町字広池15番地1	0.6
	4604	羽栗18号線	舞木町字広池15番地1	羽栗町字中ノ坪1番地	
戸崎変電所	3349	戸崎辻1号線	戸崎町字辻64番地5	戸崎町字大道東13番地13	0.1
細川変電所	2	奥殿線	仁木町字川越263番地	細川町字長根83番地4	1.4
	39	主要地方道岡崎足助線	細川町字長根83番地4	細川町字窪地65番4	
	7369	北斗台1号線	細川町字窪地65番4	細川町字窪地77番118	
	7370	北斗台2号線	細川町字窪地77番118	細川町字鳥ヶ根11番18	
	7400	北斗台32号線	細川町字鳥ヶ根11番18	細川町字鳥ヶ根17番59	
	3	恵田仁木線	細川町字鳥ヶ根17番59	細川町字鳥ヶ根1番8	
	7371	北斗台3号線	細川町字鳥ヶ根1番8	細川町字鳥ヶ根2番9	
北野変電所	6294	東山東河原線	北野町字東河原10番3	北野町字上地1番地1	0.5
六ツ美変電所	163	赤渋柱線	法性寺町字郷ノ内20番地1	宮地町字馬場23番地	0.6
大西資材事務所	30	竜美丘5号線（1-1）	竜美台2丁目8番地3	竜美台1丁目2番地1	1.0
	3388	竜美丘5号線（1-2）	竜美台1丁目2番地1	竜美台1丁目4番地1	
北野配水場	1111	南新切御小屋線	小針町字神田57番地1	橋目町字御小屋141番地4	1.9
	6613	小針新線	橋目町字御小屋141番地4	橋目町字八丁堀1番地	
	109	三菱西線	橋目町字八丁堀1番地	北野町字花本51番地1	
	1124	西野山畔北1号線	北野町字花本51番地1	北野町字西野山27番地4	
	4840	北野花本1号線	北野町字西野山27番地4	北野町字花本22番地1	
本宿配水場	6474	本宿38号線	本宿町字森本32番地	本宿町字東片山34番地1	0.3
	3733	池金本宿線	本宿町字東片山34番地1	本宿町字東片山38番地2	
男川浄水場	6310	大平46号線	大平町字北市木5番地13	大平町字森下35番地1	0.8

	5682	男川浄水場1号線	大平町字森下35番地1	大平町字古淵1番地1	
上地配水場	7829	上地144号線	上地4丁目16番地2	上地4丁目28番地30	0.3

(出典：岡崎市地域防災計画 令和6年2月 岡崎市防災会議)

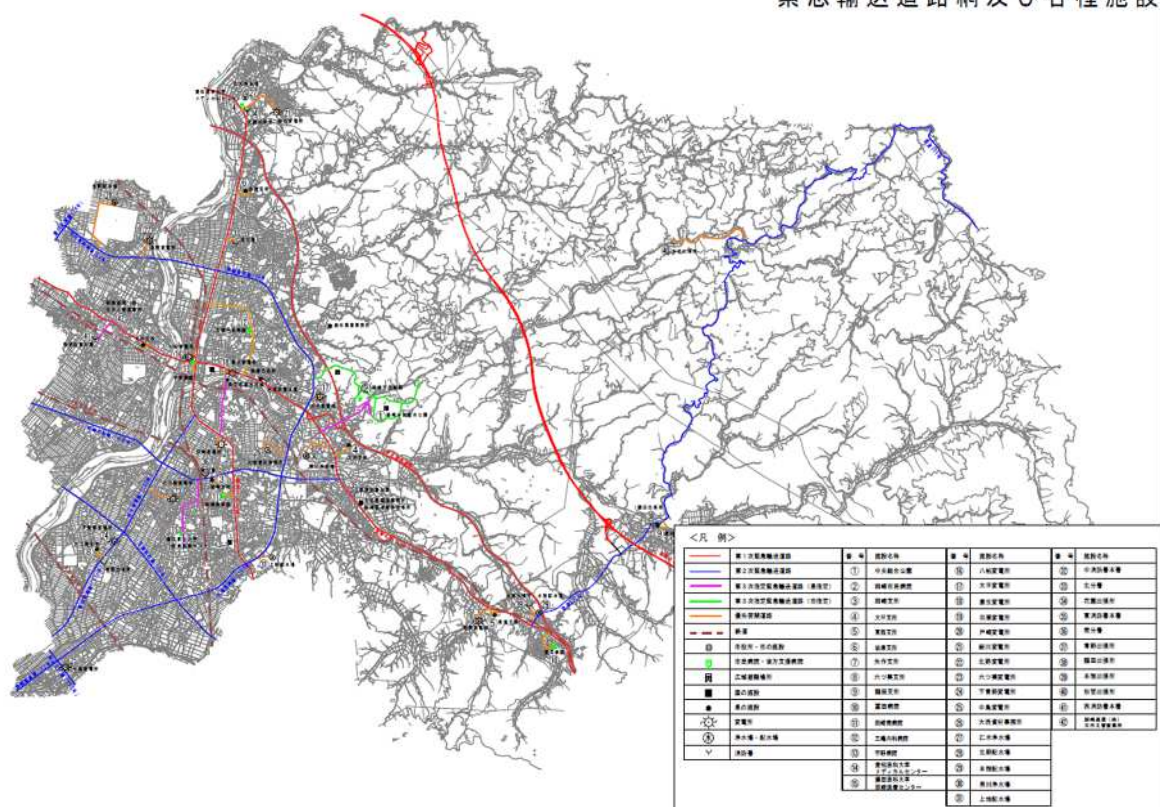


図 4-1 緊急輸送道路網図

（「岡崎市地域防災計画 令和 6 年 2 月 防災会議」）

（3）くしの歯ルート

ア 県地域防災計画で指定した「中部版くしの歯作戦」（※）対象路線（愛知県内部分）は、資料編 9 のとおりである。

（※）国土交通省中部地方整備局管内の道路管理者で構成する中部地方幹線道路協議会により策定。中部地方において近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震などの大規模地震に備え、救援・救護活動、緊急物資輸送を迅速に行うための道路啓開オペレーション計画。

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和 5 年 3 月 愛知県）

（4）県計画によるアクセスルート

ア 上記ルートに加え、県の災害応急対策に活用する災害拠点病院、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点にアクセスするルートについて、資料編 10（災害拠点病院～航空搬送拠点）及び資料編 11（広域物資輸送拠点～地域内輸送拠点）に示す。

イ 関係機関は、発災後、緊急輸送ルートを始めとする緊急輸送活動の実施に必要な道路に対して、通行可否情報の収集・共有、必要に応じて啓開・応急復旧、交通規制等の通行確保のための活動を最優先で実施する。

ウ アクセスを確保すべき防災拠点等と確保目標については、表 4-5 のとおりとする。なお、表中に示した「アクセスを確保すべき目的地（防災拠点等）」は、基本的な考え方を示したものであり、発災状況に応じて本計画にない防災拠点等へのアクセスの確保が求められる場合もある。また、確保目標についても、優先順位の指標を示したものであり、被災状況及び災害応急対策活動の状況に応じて変更が生ずる場合がある。

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

表 4-5 アクセスを確保すべき防災拠点等と確保目標

用途	アクセスを確保すべき目的地（防災拠点等）	起点	確保目標
災害対策全般	県方面本部	緊急輸送ルート	概ね1～3日以内
	市町村災害対策本部	緊急輸送ルート	概ね1～3日以内
救助関係	航空機用救助活動拠点（愛知県名古屋飛行場以外）	緊急輸送ルート	概ね1～3日以内
	救助活動拠点	緊急輸送ルート	概ね1～3日以内
医療関係	航空搬送拠点（愛知県名古屋飛行場）	緊急輸送ルート	概ね1日
	災害拠点病院	航空搬送拠点（愛知県名古屋飛行場）	概ね2日以内
物資関係	広域物資輸送拠点	高速・有料道路 I C（又は J C T）	概ね3日以内
	地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点	概ね4日以内
燃料関係	製油所・油槽所	高速・有料道路 I C	概ね3日以内
その他輸送関係	海上輸送拠点（耐震強化岸壁のあるふ頭）	緊急輸送ルート	概ね7日以内

※ 「高速・有料道路 I C」は、国の緊急輸送ルートに指定された道路上の I C とする（J C T に接続する場合も同様）。

※ 救助活動拠点は、施設の被災状況及び道路状況を考慮して、各部隊と調整の上決定するため、広域応援部隊の進出状況に応じて、開設及び接続確保の時期に差が生ずる。

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

2 空路輸送拠点

ア 県計画では、県災害対策本部は政府現地対策本部に対して、航空機による広域応援部隊の人員輸送を行う場合は、発災後の点検により使用可能であることを確認の上、愛知県名古屋飛行場を使用するとしている。また、被災状況等を勘案し、愛知県名古屋飛行場の使用が難しい場合には、中部国際空港を使用するものとしている。

イ 市においては、航空機用救助活動拠点候補地に指定されている中央総合公園多目的広場を始め、資料編 13に掲げる緊急時ヘリポート可能箇所を活用し、輸送の効率化を図るものとする。

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

3 海上輸送拠点

ア 海上輸送拠点は、陸路での到達が困難な場合、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等、海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する港湾・漁港である。

イ 具体計画に定める愛知県内の海上輸送拠点は、表 4-6 のとおりである。

表 4-6 愛知県内の海上輸送拠点

港湾名	耐震強化岸壁	港湾管理者	製油所・油槽所
名古屋港	潮風ふ頭 28、29 号岸壁 大江ふ頭 38 号岸壁 鍋田ふ頭 T 2、T 3 岸壁 飛島ふ頭 T S 1、T S 2 岸壁	名古屋港管理組合	○
衣浦港	武豊北埠頭 1 号岸壁 西 3 号岸壁 東 4 号岸壁	愛知県	
三河港	蒲郡埠頭 9 号岸壁 船渡埠頭 3 号岸壁 田原埠頭 2 号岸壁	愛知県	
一色漁港	耐震強化岸壁	愛知県	

ウ 県計画では、県災害対策本部は、発災後、海上輸送拠点として活用する港湾・漁港の被災状況について、港湾・漁港管理者より情報を収集し、政府現地対策本部を始めとする関係機関の間で共有するものとしている。また、海路による輸送を実施する場合には、緊急輸送ルートから利用する岸壁までアクセスする道路の通行を確保するものとしている。

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

4 啓開用資機材、車両及び船舶等の調達

市は、啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備する。また、緊急輸送車両、船舶等を災害時迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに、輸送関係機関等との協定の締結等により協力体制を整備する。

(出典：岡崎市地域防災計画 令和6年2月 岡崎市防災会議)

第5章 救助・救急・消火活動に係る計画

1 広域進出拠点・進出拠点

県計画では、県は、緊急消防援助隊、自衛隊及び海上保安庁への派遣要請を行うとともに、被災地域内で動員する警察、消防、国土交通省 TEC-FORCE（以下「域内部隊」という。）及び県外から派遣される警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊及び国土交通省 TEC-FORCE（以下「広域応援部隊」という。）が使用するためにあらかじめ定めた救助活動拠点の開設、広域応援部隊の迅速かつ円滑な受け入れ、広域応援部隊及び海上保安庁（以下「広域応援部隊等」という。）が行う災害応急対策活動について必要な調整を行うものとしている。

広域応援部隊等の県内への進出の流れを図 5-1 に、愛知県内における広域進出拠点及び進出拠点を表 5-1 に示す。

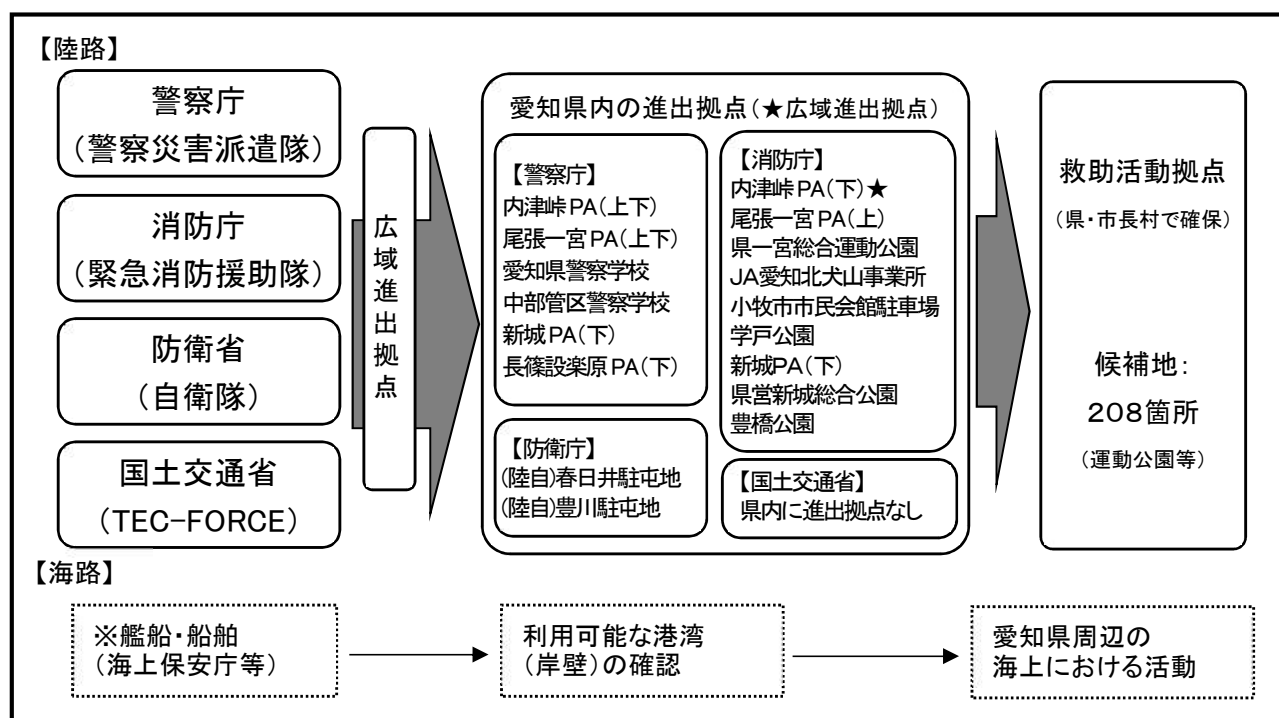


図 5-1 広域応援部隊等の県内への進出の流れ

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

2 広域応援部隊等への派遣要請等

(1) 警察災害派遣隊

県公安委員会により、警察法第 60 条第 1 項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して交通規制、救出救助等の活動に必要な警察官、装備資機材等の応援要請が行われる。主な要請内容は次のとおりとされている。

- (ア) 情報の収集及び連絡
- (イ) 避難誘導
- (ウ) 救出救助
- (エ) 検視、調査及び身元確認の支援
- (オ) 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- (カ) 行方不明者の搜索
- (キ) 治安の維持
- (ク) 被災者等への情報伝達
- (ケ) その他県警察本部長が特に指示する活動

警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに派遣される即応部隊と、一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊によって編成される。なお、警察災害派遣隊は、市や県からの要請に基づき派遣されるものではない。

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和 5 年 3 月 愛知県)

(2) 愛知県広域応援消防部隊及び緊急消防援助隊

ア 応援要請基準

岡崎市消防本部受援計画に基づき、消防長は、市の消防力では十分な対応がとれないときは、市長の承認を得て愛知県広域応援消防部隊の出動を要請する。また、愛知県広域応援消防部隊だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、緊急消防援助隊の出動を要請する。

応援要請にあたっての基準は次のとおりとする。

- ① 市域で震度 6 弱以上の地震を観測したとき
- ② 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される場合
- ③ 災害が拡大し、愛知県内の他市町村又は愛知県以外に被害が及ぶおそれのある場合
- ④ 要救助者が多数発生し、それに対応するための多数の人員、資機材等が必要な場合
- ⑤ 上記①から④に掲げる事項以外により、応援要請の必要がある場合

イ 愛知県広域応援消防部隊の要請

消防長は、消防本部受援計画に基づき、愛知県広域応援消防部隊の出動にあつては、次の順位により該当する機関に対して要請を行う。

- ① 近隣市町村等の応援を得て対応できるものについては、近隣市町村等消防機関の長に対して要請
- ② ①では対応することが困難であるが、ブロック内市町村等の応援を得て対応できるものについては、西三河ブロック幹事消防本部に対してブロック内応援を要請
- ③ ①及び②では対応することが困難なものについては、西三河ブロック幹事消防本部を通じてブロック外応援側幹事機関の消防長に対してブロック外応援を要請
- ④ ②及び③で対応中の応援部隊数が応援部隊編成計画に満たない隊数で、災害状況により特に必要と認められる場合は再度②及び③の要請を行うとともに、緊急消防援助隊の出動要請についても考慮する。

ウ 緊急消防援助隊の要請

消防長は、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、市長の承認を得て知事へ連絡し、知事は、消防庁長官への応援要請を行う。

また、知事を通じ、消防庁から南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランに基づき同プランを適用する旨の連絡があつた場合、又は消防庁長官から応援等を決定する通知があつた場合にあつては、応援隊の受入体制を整えるとともに、迅速かつ的確な活動に資するため東庁舎7階岡崎幸田消防指令センター内の警防本部に受援調整班を設置する。

(3) 自衛隊の災害派遣の要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に対して、自衛隊法第83条第1項の規定に基づく自衛隊の部隊の派遣を要請する。

ア 派遣要請手続き

市長は、知事に対して次の事項を記載した災害派遣要請依頼書を送付する。なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等により知事に対して災害派遣要請依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。(資料編 12) この場合にあつては、市長は知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- ① 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
- ② 派遣要請を依頼する事由

- ③ 派遣を希望する期間
- ④ 派遣を希望する区域及び活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
- ⑤ その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況など）

愛 知 県 知 事 様 部 隊 等 の 派 遣 要 請 依 頼 書 災害を防除するため、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。 記 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣要請を依頼する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等） 4 その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況など） その他の細部については、 において調整する。	年 月 日 岡 崎 市 長
---	-----------------------------

図 5-2 災害派遣要請依頼書

（出典：岡崎市地域防災計画 令和6年2月 岡崎市防災会議）

イ 受入体制の整備

市長は、知事から派遣要請をした旨の連絡を受けたときは、次により派遣された部隊の活動が十分に達成されるよう努めるものとする。

- ① 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- ② 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- ③ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することのないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- ④ 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- ⑤ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合にあっては、ヘリポートの確保や離着陸に必要な資機材の準備をする。

(4) 国土交通省緊急災害対策派遣隊 TEC-FORCE の要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に対して、次の事項を明示した要請書により、国土交通省緊急災害対策派遣隊 TEC-FORCE の応急措置の実施を要請する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに要請書を提出する。

- ① 災害の状況及び応急措置等を要請する理由
- ② 応急措置等を希望する期間
- ③ 応急措置等を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

応急措置の主な実施要請事項は次のとおりである。

- ① 車両・航空機等による被害状況の把握
- ② 緊急輸送ルートの確保（道路啓開）
- ③ 施設・設備等の二次災害防止対策
- ④ 浸水地域における緊急排水
- ⑤ 応急復旧対策等の技術的指導
- ⑥ 緊急・代替輸送等に係る輸送支援

(5) 国土交通省中部地方整備局への現地情報連絡員（リエゾン）の派遣要請

市長は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがあり、災害応急対策を実施するため必要があると判断したときは、「災害時の情報交換に関する協定（平成 23 年 7 月 23 日締結）」に基づき、国土交通省中部地方整備局長に対して、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請するものとする。

(6) 海上保安庁への要請

市長は、災害応急対策を実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに要請書を知事に提出する。

- ① 災害の状況及び応急措置を要請する理由
- ② 応急措置を希望する期間
- ③ 応急措置を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、海上保安官署を通じ、直接第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。この場合、市町村長は、事後速やかにその旨を知事に連絡する。

3 広域応援部隊等の活動に必要な拠点

(1) 救助活動拠点の確保

岡崎市災害対策本部は、域内部隊及び広域応援部隊の迅速かつ円滑な受け入れのため、あらかじめ定めた救助活動拠点候補地の中から、当該施設及びアクセス道路の被害や施設規模・設備等を考慮し、使用可能な救助活動拠点を選定し、その結果を県方面本部に報告する。なお、選定にあたっては、必要に応じて、県災害対策本部又は県方面本部と協議を行う。

表 5-1 愛知県内の広域進出拠点・進出拠点一覧

施設名称	所在地	アクセス (最寄りの緊急輸送道路)	警察 庁	消防 庁	防衛 省
豊橋公園	豊橋市	国道1号		○	
尾張一宮 PA (上り)	一宮市	名神高速道路	○	○	
尾張一宮 PA (下り)	一宮市	名神高速道路	○		
愛知県一宮総合運動場	一宮市	国道155号		○	
内津峠 PA (上り)	春日井市	中央自動車道	○		
内津峠 PA (下り)	春日井市	中央自動車道	○	◎	
愛知県警察学校	春日井市	県道中津勝川線 (508号)	○		
陸上自衛隊春日井駐屯地	春日井市	県道高蔵寺小牧線 (199号)			◎
陸上自衛隊豊川駐屯地	豊川市	県道国府馬場線 (5号)			◎
JA 愛知北犬山事業所	犬山市	国道41号		○	
中部管区警察学校	小牧市	県道高蔵寺小牧線 (199号)	○		
小牧市市民会館駐車場	小牧市	国道155号		○	
新城総合公園	新城市	国道257号		○	
新城 PA (下り)	新城市	東名高速道路	○	○	
長篠設楽原 PA (下り)	新城市	新東名高速道路	○		
学戸公園	蟹江町	県道一宮蟹江線 (65号)		○	

【凡例】◎：広域進出拠点 ○：進出拠点

表 5-2 救助活動拠点候補地、航空機用救助活動拠点候補地

施設名称	施設 管理者 名	住所	主な用途	航空機用救助活動拠点	
				空からの 救助活動	駐機・給油 (航空機)
岡崎市額田運動広場	岡崎市	岡崎市南大須町 字トドメキ	警察 自衛隊		
岡崎中央総合公園	岡崎市	岡崎市高隆寺町 字峠	警察 消防 自衛隊	○	

(2) 救助活動拠点の開設

ア 救助活動拠点の開設は、域内部隊又は広域応援部隊が行う。

イ 岡崎市災害対策本部は、救助活動拠点の施設管理者に対して、域内部隊及び広域応援部隊が救助活動拠点を開設するための施設の開設、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を依頼する。

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

(3) 岡崎市地域防災計画に定める活動拠点

岡崎市地域防災計画では、中央総合公園を応援部隊の集結地としその配置を図 5-3 のとおり定めている。

4 発災後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある地震が発生した場合への対応

県災害対策本部は、発災後及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある地震が発生した場合に緊急災害対策本部の調整の下で行われる、実際の被害状況を踏まえた広域応援計画の修正に柔軟に対応する。

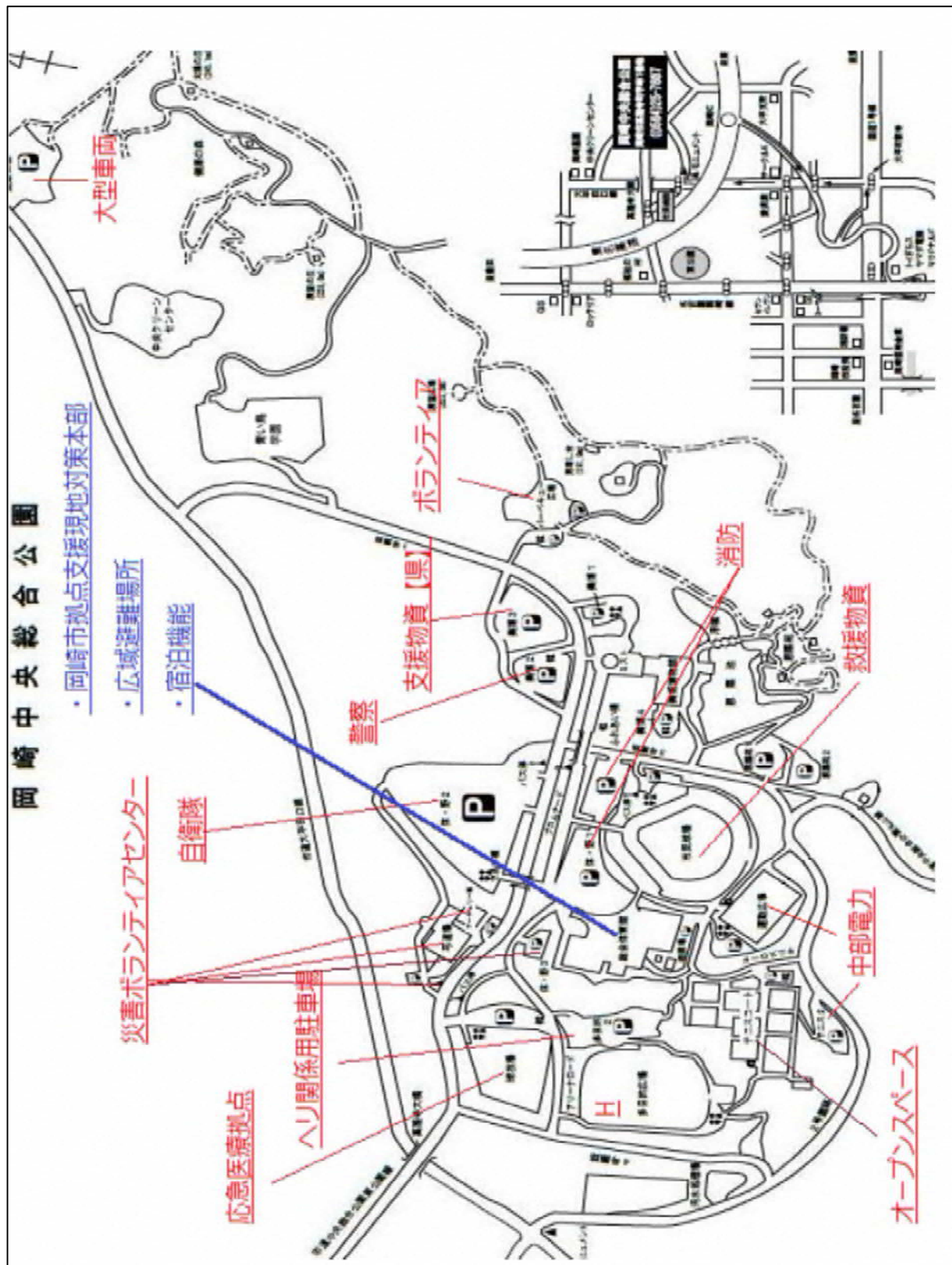


図 5-3 応援部隊等の集結地配置図（中央総合公園）

第6章 医療活動に係る計画

南海トラフ地震等により愛知県内で甚大な被害が発生することを想定し、西三河南部東医療圏保健医療調整会議の体制、災害医療コーディネーター始め岡崎市、幸田町及び地元三師会等の連携と情報共有体制、急性期の負傷者の搬送体制や中長期における慢性疾患患者等の受入れ体制、医薬品等の確保策など、大規模災害時の災害医療を円滑に実施するための総合的な計画として、西三河南部東医療圏医療救護活動計画が定められている。

	発災～72 時間程度		72 時間程度～5 日間程度	5 日目程度以降
	発災～24 時間程度	24 時間程度～72 時間程度		
保健医療調整会議	- 保健医療調整会議設置 - 医療機関被災・稼働状況の情報収集開始(EMIS 代行入力含む。) - 災害医療コーディネーター及び関係機関の招集 - 医療救護班、DPAT の派遣ニーズ収集開始 - ライフライン情報収集開始	- 医療機関被災・稼働状況の情報収集開始(EMIS 代行入力含む。) - 医療救護班、DPAT の派遣ニーズ集約および派遣要請 - 医療救護所の支援(情報収集・提供) - 市町村の支援及び連携(医療派遣所運営支援、要医療災害時要援護者情報収集等) - DPA 活動拠点本部との連携(ライフライン情報提供等)	- 医療機関被災・稼働状況の情報収集 - 医療救護班、DPAT の配置調整 - 医療救護活動の自治状況の集約及び関係機関との情報共有	- 医療救護班、DPAT の派遣調整 - 医療救護活動の実施状況の集約及び関係機関との情報共有 - 医療救護活動終了の検討(公衆衛生活動への移行)
DMAT 県調整本部				
県 保健医療調整本部	- EMIS の災害モードへの切り替え - 県保健医療調整本部設置 - 医療機関被災・稼働状況の情報収集開始 - 災害医療コーディネーター及び関係機関の招集 - DMAT 派遣要請 - 医薬品の需要。供給状況の把握 - 医療機関の支援(物資)	- 医療機関被災・稼働状況の情報収集 - 医療機関の支援(物資、避難支援等) - 医薬品確保対策(備蓄、流通支援等) - 医療救護班、DPAT の派遣ニーズ集約及び派遣要請	- 医療救護班、DPAT の派遣調整 - 医療救護活動の自治状況の集約及び関係機関との情報共有 - 医薬品確保対策(流通支援)	- 医療救護班、DPAT の派遣調整 - 医療救護活動の実施状況の集約及び関係機関との情報共有 - 被災医療機関の復旧支援 - 医療救護活動終了の検討(公衆衛生活動への移行)

図 6-1 災害発生時からのフェーズ別活動内容

(出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画)

1 愛知県保健医療調整本部（愛知県）の役割

愛知県は、震度 6 強以上の地震が発生した場合、若しくは、県内に災害が発生して、全県的な調整が必要となった場合、愛知県災害対策本部及び医療に特化した愛知県保健医療調整本部、DMAT（災害派遣医療チーム）県調整本部、DPAT（災害派遣精神医療チーム）県調整本部を設置する。

(1) 愛知県保健医療調整本部の役割

愛知県保健医療調整本部は、愛知県保健医療局長を本部長として愛知県災害対策本部の下に愛知県本部災害医療対策コーディネーターを招集し、愛知県医師会、愛知県歯科医師会、愛知県薬剤師会、愛知県看護協会、愛知県病院協会、その他関係機関に対して職員の派遣を要請し、全県域を対象とした医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること、国や他都道府県等に対する医療支援の要請及び受入れと、その派遣調整に関すること、保健医療調整会議の支援に関すること、その他、上記に必要な情報の収集、分析、調整を行う。

(2) DMAT（災害派遣医療チーム）県調整本部の役割

愛知県保健医療局長は、県内において大規模災害等が発生し、DMATが活動を行う場合で、その指揮統制が必要であると判断する場合、愛知県保健医療調整本部が設置されていれば、保健医療調整本部の下に、設置されていなければ、愛知県保健医療局の下に、DMAT県調整本部を設置し、県内で活動する全てのDMATを統括する。

愛知県保健医療局長は、本部災害医療コーディネーターの内、厚生労働省に登録された統括DMAT登録者の中から、DMAT調整本部責任者を任命するとともに、その業務を支援するため、県内のDMAT指定医療機関に対して、DMATの派遣要請を行う。

また、県内で活動するすべてのDMATの指揮及び調整を行い、DMAT活動拠点本部やDMAT・SCU(広域医療搬送拠点)本部の設置、指揮、調整を行うとともに、県内で活動するDMATや医療機関へのロジスティックに関すること、地域医療搬送（域内搬送）における受入病床及び搬送手段の確保、調整に関すること、ヘリの運航に関わる調整に関すること、厚生労働省とのDMATについての情報共有、DMATの撤収及び追加派遣の必要性の判断、その他必要な情報の収集、分析、調整を行う。

(3) DPAT（災害派遣精神医療チーム）県調整本部

愛知県保健医療調整本部内に設置し、発災直後から県内で活動する全てのDPATを統括する。

(4) 日本赤十字社との調整

日本赤十字社と協力し、生活環境の変化により想定される高齢者等の心身の機能の低下、生活習慣病の悪化、心の問題等の健康上の課題に対応するため、看護師、保健師、管理栄養士、福祉専門職等のチームによる個別訪問や巡回相談等の健康相談等が可能な体制を確保する。

（５）派遣調整機能の役割

愛知県保健医療調整本部の本体機能としてDMA T県調整本部が行う調整業務以外のすべての業務を担う。

（出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画）

２ 西三河南部東医療圏保健医療調整会議（西尾保健所）の役割

西尾保健所は、２次医療圏内で震度６弱以上の地震が発生した場合、若しくは、災害が発生して２次医療圏として医療に関する調整が必要となった場合等に、西三河南部東医療圏保健医療調整会議（呼称＝岡崎幸田保健医療調整本部）を、原則、災害急性期においては岡崎市民病院に、中長期には岡崎市保健所等に設置する。

※西三河南部東医療圏では、保健医療調整会議の呼称を「岡崎幸田保健医療調整本部」とし、西尾保健所長を本部長とする岡崎幸田保健医療調整本部設置要領を制定している。ただし、本計画における表記については、「西三河南部東医療圏保健医療調整会議」で統一している。

西三河南部東医療圏保健医療調整会議は、西尾保健所長を議長とし、西三河南部東医療圏地域災害医療コーディネーターの助言に基づき圏域内の災害拠点病院、市町、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、その他関係機関と協力し、西三河南部東医療圏内における医療資源の配置調整及び患者搬送調整、医療機関、市町の医療支援に関すること、愛知県保健医療調整本部に対する医療支援の要請、DMA T活動拠点本部との連携、その他必要な情報の収集・分析、調整を行う。

主な業務内容は下記のとおりである。

記

- ① 地域の被災状況の把握
- ② 医療機関における診療・入院患者受け入れの可否及び受け入れ可能患者数の把握
- ③ 支援の必要な医療機関の状況の把握
- ④ 支援の可能な医療資源の状況の把握
- ⑤ 医療ニーズの分析
- ⑥ 愛知県保健医療調整本部との情報共有、同本部への支援要請
- ⑦ 愛知県保健医療調整本部から派遣される医療チームの受け入れ・配置の調整
- ⑧ 愛知県からの支援の配分決定（医薬品等の供給、患者搬送等）

（出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画）

3 市の役割

- ・岡崎市及び幸田町は、市町の地域防災計画等で定めた要件を満たす地震や災害が発生した場合、市町の災害対策本部を設置する。加えて、市町の地域防災計画等に基づき、地区医師会等と連携し、医療救護活動等を実施する。
- ・岡崎市及び幸田町は、まずは市町による医療救護活動等を実施し、市町において調整が可能な事項は市町で対応することを原則とする。
- ・岡崎市及び幸田町は、市町において調整が可能な医療資源をもってしても必要な医療が提供できないときは、西三河南部東医療圏保健医療調整会議に対して、医療チームの派遣を始め、患者搬送や搬送先医療機関の確保、医薬品等の供給等に関して支援を要請する。
- ・岡崎市及び幸田町は、西尾保健所が設置する西三河南部東医療圏保健医療調整会議に職員を派遣し、県・市町・地域災害医療コーディネーターとの連携に努める。

(出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画)

4 受入医療救護チームの活動

(1) 災害派遣医療チーム (DMAT) の活動

DMAT (Disaster Medical Assistance Team) は、医師、看護師、業務調整員 (医師・看護師以外の医療職及び事務職員) で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期 (おおむね 48 時間以内) に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームで、現場の医療だけでなく、災害時に多くの患者さんが運ばれる、被災地の病院機能を維持、拡充するために、病院の指揮下に入り病院の医療行為を支援させて頂く病院支援や、大地震で多数の重症患者が発生した際に、平時の救急医療レベルを提供するため、被災地の外に搬送する、広域医療搬送など、機動性、専門性を生かした多岐にわたる医療的支援を行う。

なお、西三河南部東医療圏内では、岡崎市民病院がDMAT指定医療機関となっている。

(出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画)

(2) 日本医師会災害医療チーム (JMAT) の活動

JMAT (Japan Medical Association Team) は、医師や看護師、薬剤師、事務調整員等で構成され、救護所での診療や巡回診療などを実施し慢性期医療を担当する。被災地の地元医療・保健機関にスムーズに引継ぎ、地元の医療体制再建の助力となることを最終目的とする。日本医師会がその任を担う。

(出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画)

（３）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活動

ＤＰＡＴ（Disaster Psychiatric Assistance Team）は、既存の精神医療システムの機能の支援を行うため、地域精神医療機関の機能支援として外来、入院診療の補助、代行を行い避難所、在宅の精神障害患者への対応を支援する。また震災のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民や地域の医療従事者、被災者のケアを行っている職員の精神ケアを行う。

西三河南部東医療圏内では、西尾保健所及び岡崎市・幸田町がその活動に協力する。

（出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画）

（４）災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の活動

ＤＨＥＡＴ（Disaster Health Emergency Assistance Team）は、健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員によって組織されたチームである。重大な健康危機が発生した際に、被災都道府県等に派遣され、被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能等を補佐する。

（５）災害派遣福祉チーム（ＤＣＡＴ）の活動

ＤＣＡＴ（Disaster Care Assistance Team）は、社会福祉士や介護福祉士などが災害発生直後に被災地へ駆け付け、避難所などで要援護者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、相談に応じるとともに、環境調整等について助言を行う。

（６）災害支援ナースの活動

災害支援ナースは、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職のことであり、原則として被災した医療機関、社会福祉施設、避難所で、活動を行う。

日本看護協会がその任を担う。

（出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画）

（７）支援薬剤師の活動

支援薬剤師は、医療救護所にて医薬品等の在庫管理、医師や看護師等に医薬品使用に関する情報提供、使用薬と効能の聞き取りを行い、調剤及び服薬指導を行う。

また、避難所にて一般用医薬品の分類・管理・供給を行い、支援医薬品等集積所にて集積医薬品等の保管・管理、地域災害対策会議等からの要望に応じた医薬品等の供給、不足医薬品等の発注、行政担当者への連絡を行う。

支援薬剤師の活動は、単なる調剤や服薬指導にとどまらず、医師等に対して医薬品の選択や同種同効薬についての助言を行うなど、医薬品の適正使用に貢献する幅広い活動を行う。

愛知県薬剤師会がその任を担う。

(出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画)

(8) 保健師・公衆衛生チーム等の活動

保健師チーム等は、災害時の保健活動を的確及び効果的に実施するために、災害時要支援者の確認、健康福祉ニーズの把握のための健康調査、被災によるこころのケアに関する調査、孤独死予防のための健康調査、被災後、在宅において生活する住民に対する健康相談、地域の環境・衛生・健康等のニーズを集約・分析する役割を担う。公衆衛生チームは避難所の衛生状態を把握するとともに衛生指導を行う。

西三河南部東医療圏内では、西尾保健所及び岡崎市、幸田町がその任を担う。

(出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画)

(9) 医療品等の確保体制

医療救護所、災害拠点病院、2次救急病院等における不足医薬品等の確保については、次のとおりとする。

- ア 医薬品等の不足が生じた場合は、速やかに市、町に必要な医薬品等の数量を報告する。市町は、薬剤師会等からこれを調達する。
- イ 前項の規定による調達が困難な場合、市町は西三河南部東医療圏保健医療調整会議を通じて愛知県保健医療調整本部に供給を要請する。

(10) 災害時避難行動要配慮者等への対応

避難所において、高齢者や障がい者、子ども等における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次災害を防止するとともに、福祉ニーズに的確に対応できる支援体制を確保するため、県に対して必要な支援要請を行う。

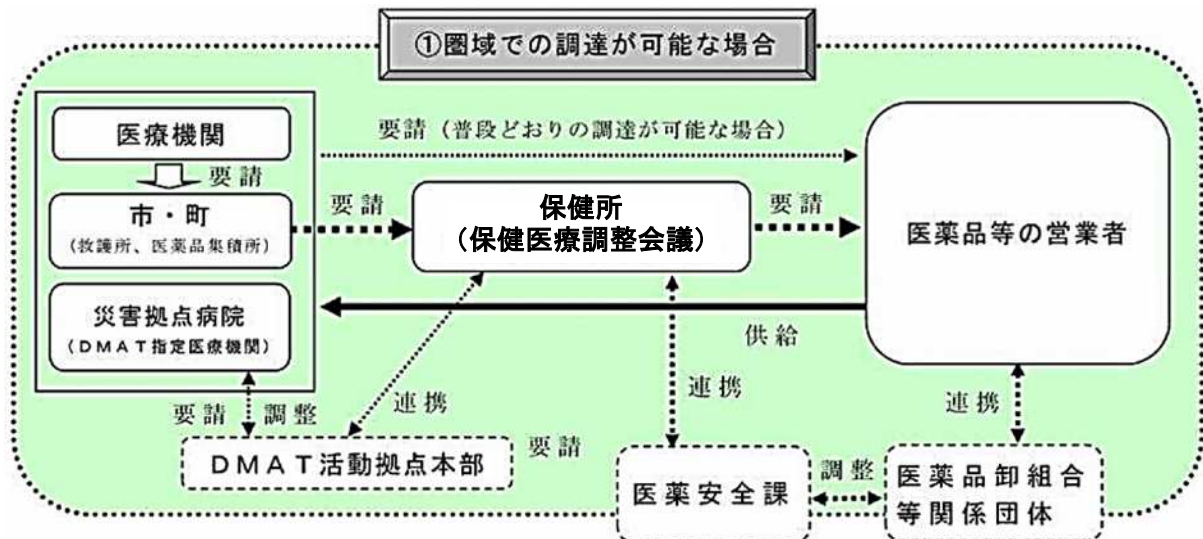


図 6-2 災害時における医療品等の供給要請ルート (概要) ①圏域での調達が可能な場合
(出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画 平成 28 年 2 月)

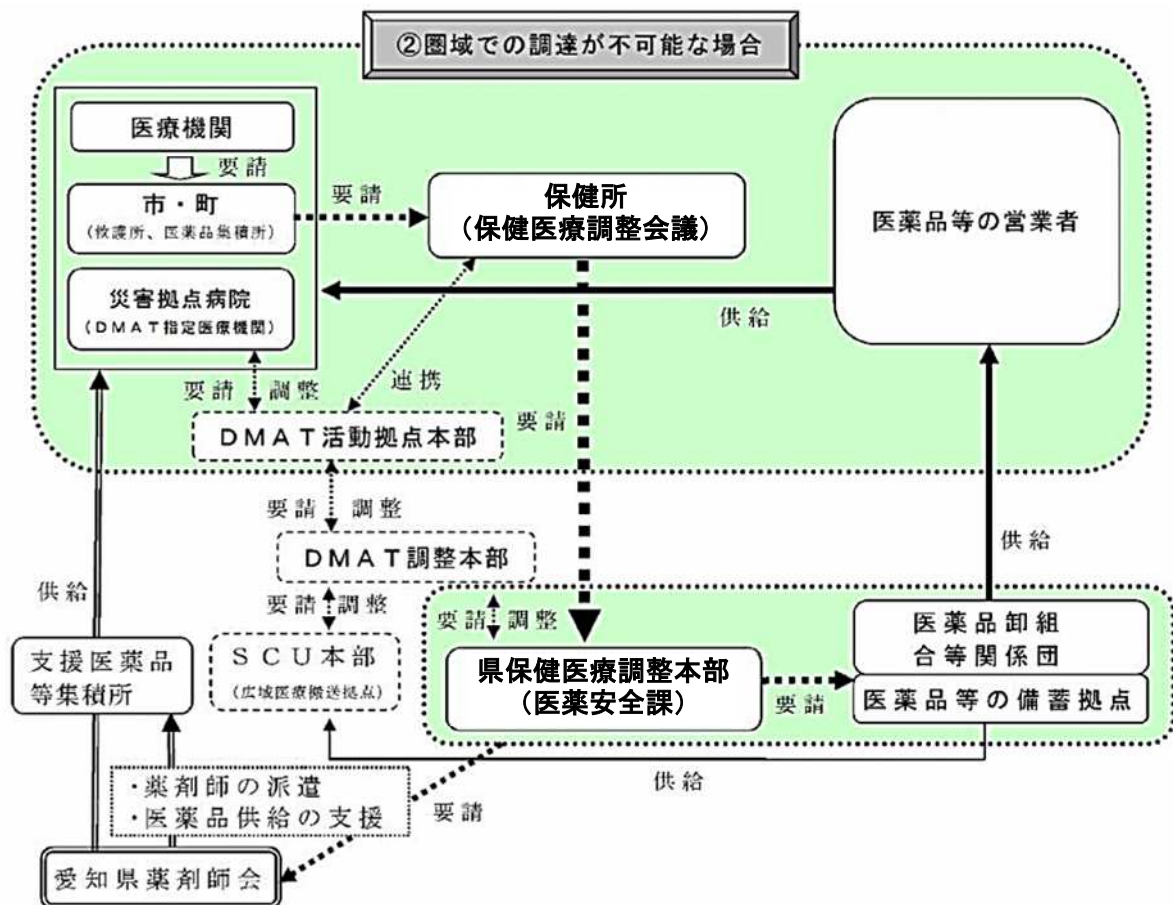


図 6-3 災害時における医療品等の供給要請ルート (概要) ②圏域での調達が不可能な場合
(出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画 平成 28 年 2 月)

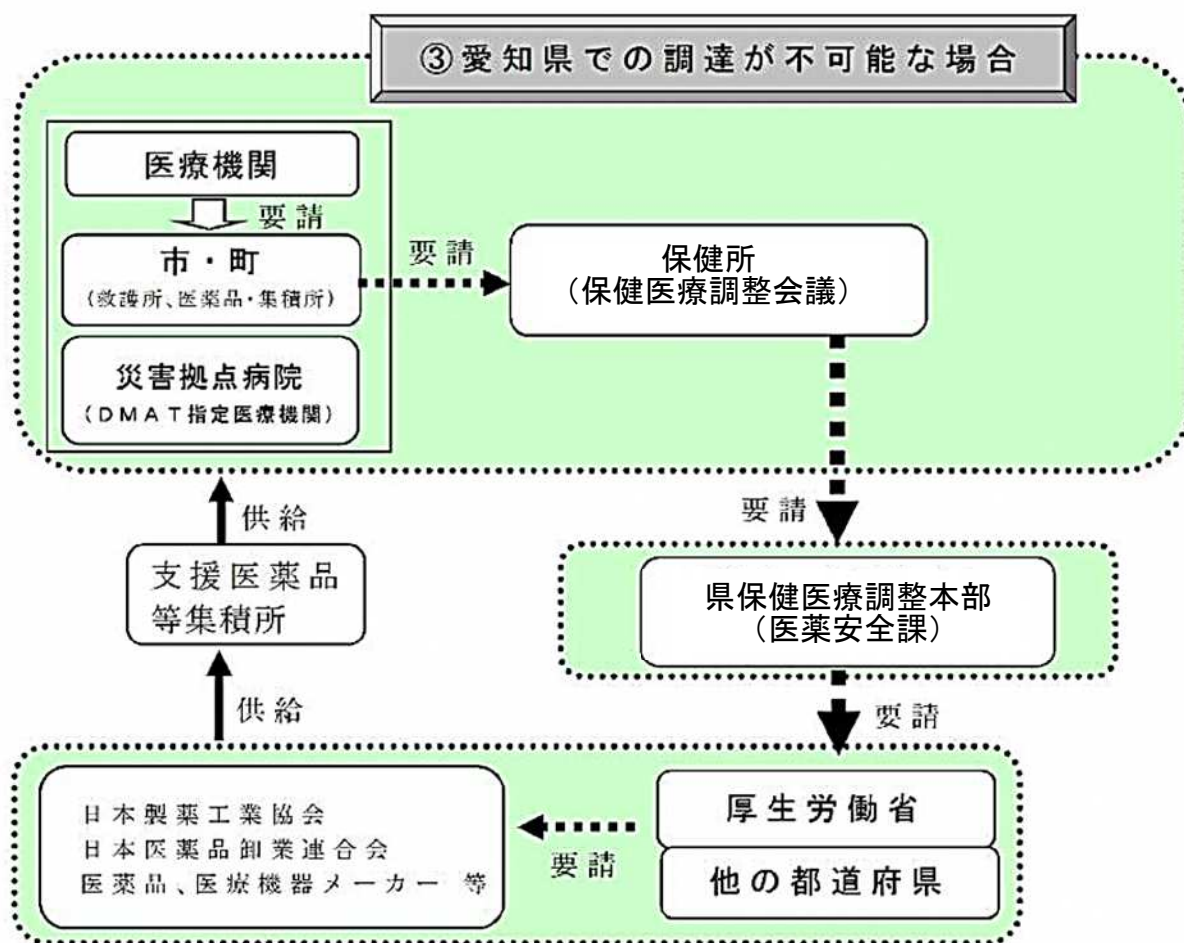


図 6-4 災害時における医療品等の供給要請ルート（概要）③愛知県での調達が不可能な場合
 （出典：西三河南部東医療圏医療救護活動計画 平成 28 年 2 月）

5 広域医療搬送活動

(1) 広域医療搬送の流れ

広域医療搬送とは、重症者のうち、被災地内での治療が困難であって、被災地外の医療施設において緊急に手術や処置を行うことにより、生命・機能予後の改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を、被災地外の医療施設まで迅速に搬送し治療することで、地域医療搬送（※）と適切に組み合わせて行うものである。

（※）被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

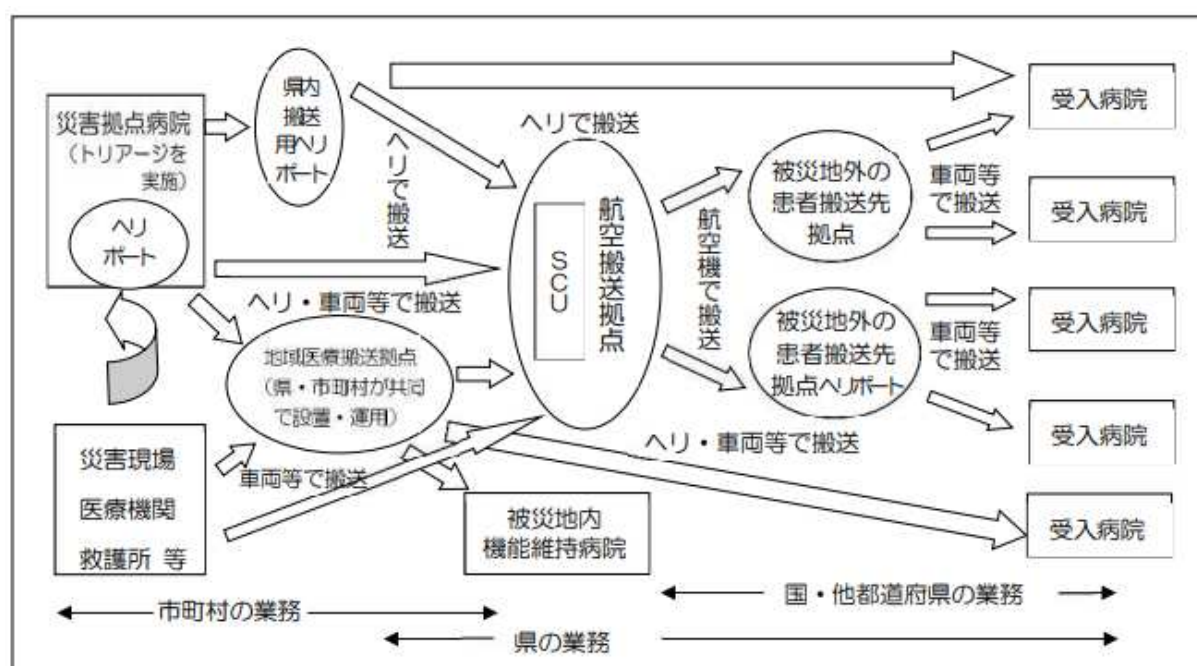


図 6-5 広域医療搬送される患者の流れ（地域医療搬送含む）

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

(2) 主な機関の役割

ア 国の役割

- (ア) 広域医療搬送に従事する医療チーム（災害派遣医療チーム「DMAT」・救護班）の派遣
- (イ) 被災地内の航空搬送拠点・SCUから被災地外の航空搬送拠点までの搬送用航空機の確保、運航
- (ウ) 被災地外都道府県への患者受入医療施設及び被災地外都道府県内搬送手段の確保の要請

イ 県の役割

- (ア) 航空搬送拠点の確保及びSCUの設置運営
- (イ) 地域医療搬送実施のためのSCUの設置運営
- (ウ) 災害拠点病院等からSCU・地域医療搬送拠点までの患者搬送手段の確保、調整
- (エ) SCUから搬送用航空機までの患者搬送手段の確保、調整

ウ DMAT等の役割

- (ア) 被災地内の災害拠点病院等における広域医療搬送対象患者の選出
- (イ) SCUにおける医療活動
- (ウ) 地域医療搬送拠点における医療活動
- (エ) 災害拠点病院等から被災地外の航空搬送拠点までにおける、搬送患者の看護、応急処置

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

(3) 広域医療搬送体制

ア 広域医療搬送対象患者を、災害拠点病院等から航空搬送拠点・SCUまで搬送する際は、空路又は陸路による搬送を行う。

イ 災害拠点病院等又は市災害対策本部は、空路による搬送を実施する場合は、災害拠点病院等から広域医療搬送対象患者県内搬送用ヘリポート（災害拠点病院等敷地内又は近隣で患者搬送用として予定しているヘリポート。以下「県内搬送用ヘリポート」という。）まで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

なお、陸路による搬送の場合は、直接、航空搬送拠点・SCUに搬送する。その際、災害拠点病院から航空搬送拠点までの陸路による標準的な搬送ルートは、資料編 10のとおりとする。

ウ 災害拠点病院等又は市災害対策本部は、地域医療搬送拠点が設置され、災害拠点病院等から地域医療搬送拠点まで患者を搬送した場合は、状況に応じて航空搬送拠点・SCU又は被災地内の機能維持病院等まで患者搬送を行う。

エ 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、広域医療搬送対象患者を県内搬送用ヘリポートから航空搬送拠点・SCUまで空路による搬送を実施する際には、

ドクターヘリ、警察、消防、自衛隊、民間等のヘリコプターにより搬送できるよう調整を行う。

オ 県災害対策本部及び保健医療調整本部は、ヘリコプターによる患者搬送に際しては、状況により、ヘリコプターを使用できない場合を想定して代替手段を計画しておくものとする。

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

(4) 岡崎市災害対策本部の役割

岡崎市災害対策本部は、災害拠点病院等から県内搬送用ヘリポートまでの患者搬送用車両、搬送ルート及び離着陸可能なヘリポートの運用を確認する。

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

第7章 物資調達に係る計画

具体計画においては、発災後から3日間は家庭等の備蓄と県及び市町村の備蓄物資により対応することとされている。しかしながら、地方公共団体の備蓄物資量のみでは必要物資量を迅速に確保することが困難となることが想定されるため、国は、被災府県からの具体的要請を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資（食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目）について、4日目～7日目に必要となる物資量を、発災後3日目までに府県の広域物資輸送拠点まで届けることとしている。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症が発生している状況下においては、感染予防のためにマスク、手指消毒剤、パーティション等の必要な支援物資に配慮することとしている。（以下「国のプッシュ型支援」とする。）

県は、国のプッシュ型支援により広域物資輸送拠点に運ばれた物資については、市町村からの具体的要請を待たず、不足量の割合等に応じて、市町村が設置する物資集積拠点（以下「地域内輸送拠点」という。）まで届けることとしている。（以下「県のプッシュ型輸送」とする。）

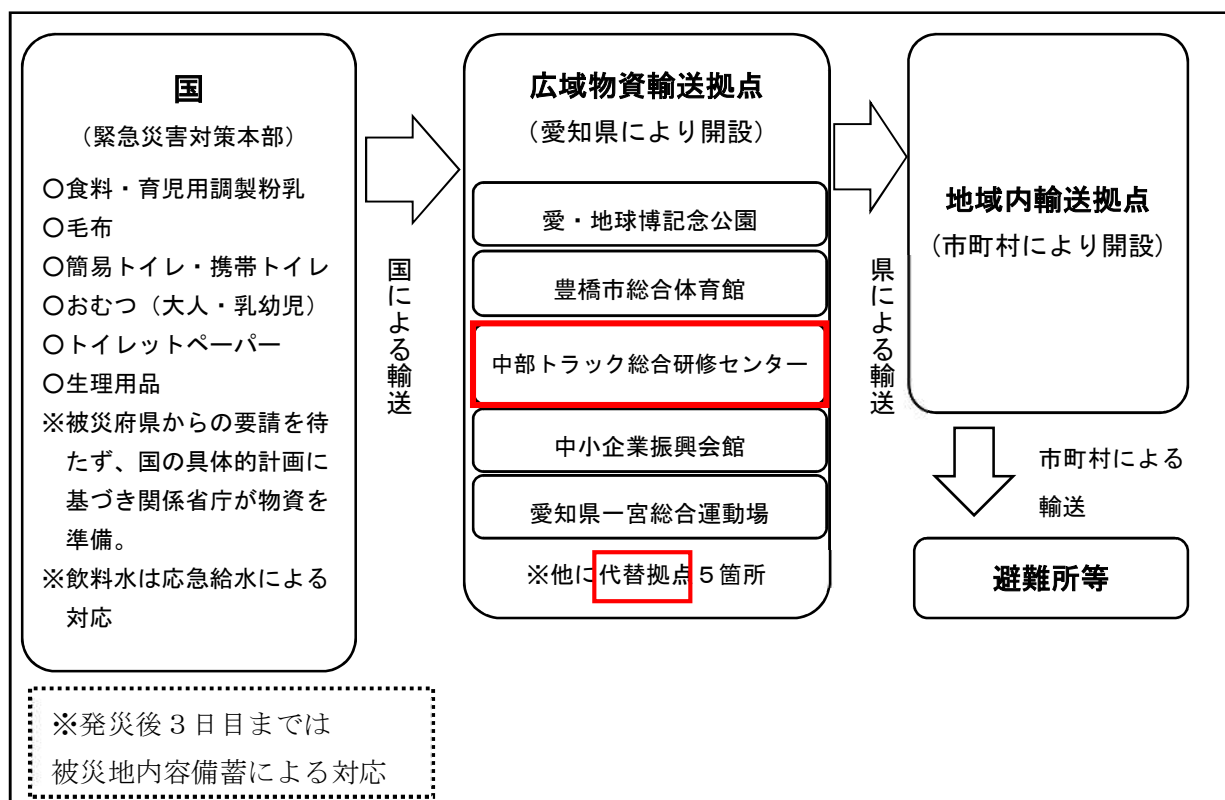


図 7-1 プッシュ型支援による物資調達のイメージ図

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

1 広域物資輸送拠点及び国のプッシュ型支援

(1) 広域物資輸送拠点

ア 広域物資輸送拠点とは、国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、当該府県が物資を送り出すための拠点である。

イ 広域物資輸送拠点については、被災によっても機能することを前提に、原則として以下の基準に該当する施設が選定されている。

- ・新耐震基準に適合した施設であること（昭和 56 年 6 月 1 日以降に耐震補強工事を行った施設を含む）
- ・屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む）
- ・フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
- ・12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- ・非常用電源が備えられていること
- ・原則として津波浸水地域外にある施設であること
- ・避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと

ウ 具体計画に定められた、愛知県内の広域物資輸送拠点及び代替拠点については表 7-1 のとおりである。

表 7-1 愛知県内の広域物資輸送拠点

拠点名称	管理者	所在地
愛・地球博記念公園	愛知県	長久手市茨ヶ廻間乙 1 5 3 3-1
豊橋市総合体育館	豊橋市	豊橋市神野新田町メノ割 1-3
中部トラック 総合研修センター	(一社)愛知県 トラック協会	みよし市福谷町西ノ洞 2 1-1 2 7
中小企業振興会館	名古屋市	名古屋市千種区吹上 2-6-3
愛知県一宮総合運動場	愛知県	一宮市千秋町佐野向農 7 5 6
〔代替〕愛知県体育館	愛知県	名古屋市中区二の丸 1-1
〔代替〕名古屋港 (名古屋市国際展示場)	名古屋市	名古屋市港区金城ふ頭 2-2
〔代替〕名古屋港 (金城ふ頭 5、6、12 号上屋)	名古屋港管理組合	名古屋市港区金城ふ頭 3-1
〔代替〕 岡崎中央総合公園	岡崎市	岡崎市高隆寺町峠 1
〔代替〕大高緑地	愛知県	名古屋市緑区大高町高山 1-1

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和 5 年 3 月 愛知県)

各広域物資輸送拠点からの輸送先は定められており、中部トラック総合研修センターからは西三河の9市1町（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町）と東郷町の地域内輸送拠点へ輸送されるよう定められている。

（２）地域内輸送拠点

ア 地域内輸送拠点とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点である。

イ 地域内輸送拠点の選定の際は、広域物資輸送拠点と同様の基準を満たすことが望ましいとされている。なお、基準を満たす拠点であっても、非構造部材の落下等により、使用できない場合も想定されるため、代替拠点を選定しておくことが望ましいともされている。

ウ このため、現在、岡崎中央総合公園、道の駅藤川宿、矢作橋西詰空地の3箇所が本市の地域内輸送拠点とされているが、今後、愛知県中央青果(株)本社岡崎市場を新たな地域内輸送拠点に、また、道の駅藤川宿及び矢作橋西詰空地を補完的拠点と位置付け、県等関係機関との調整を進めるものとする。

エ これにより、本計画における岡崎市の地域内輸送拠点および補完的拠点は、表 7-2 のとおりとする。

オ また、引き続き、大型車両の進入や荷役作業を効率的に行うことが可能な拠点の確保に向け、事業者の協力を得るなど物流の円滑化を図るものとする。

表 7-2 本計画における岡崎市内の地域内輸送拠点および補完的拠点の一覧

広域物資輸送拠点	地域内輸送拠点等の名称	施設所有者	住所
中部トラック研修センター	岡崎通運株式会社上郷ロジネット・センター	岡崎通運株式会社	豊田市畝部西町字鳥居138号
	岡崎通運株式会社矢作主管営業所	岡崎通運株式会社	岡崎市東大友町土下35番地
	岡崎通運株式会社安城東ロジネット・センター	岡崎通運株式会社	安城市橋目町茶臼219
	愛知県中央青果株式会社本社岡崎市場	愛知県中央青果(株)	岡崎市土井町字地堂1-1

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

(3) 国のプッシュ型支援等による緊急物資の種類及び必要調達・供給量

具体計画に定められた、岡崎市への国のプッシュ型支援による緊急物資の種類及び必要調達・供給量については表 7-3 のとおりである。

表 7-3 国のプッシュ型支援による緊急物資の種類及び「必要調達・供給量」岡崎市

物資の種類	発災後の対策日数	必要調達・供給量 (4 日分)	調達担当者庁
食料	4 日目～7 日目	1,117,468 食	農林水産省
毛布	4 日目～7 日目	72,335 枚	消防庁
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	4 日目～7 日目	470,228 g	農林水産省
乳児・小児用おむつ	4 日目～7 日目	89,380 枚	厚生労働省
大人用おむつ	4 日目～7 日目	20,589 枚	厚生労働省
簡易トイレ・携帯トイレ	4 日目～7 日目	981,582 回	消防庁、経済産業省
トイレットペーパー	4 日目～7 日目	66,231 巻	経済産業省
生理用品	4 日目～7 日目	67,693 枚	厚生労働省

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和 5 年 3 月 愛知県)

(4) 飲料水の必要量及び調達計画

飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車や給水タンク、飲料水兼用耐震性貯水槽、仮設共用給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。飲料水の必要量の算出式については、以下のとおりである。また、必要量については、表 7-4 のとおりである。なお、発災から 3 日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体の備蓄を含めて対応することが想定されている。

○必要量の算出式 要給水者数（断水人口）× 3ℓ

○必要量(岡崎市分) 3,300 m³ (1 日目～7 日目の合計)

表 7-4 断水人口及び応急給水による飲料水の必要量（岡崎市）

日数	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
必要概量 (m ³)	810	790	590	460	310	170	170
断水率 (%)	73	71	53	41	28	15	15
断水人口 (人)	271,000	264,000	197,000	153,000	104,000	56,000	56,000

(注)断水人口は、南海トラフ地震被害予測調査報告書(平成 27 年 3 月岡崎市)による

給水人口 372,000 人

2 緊急物資受入に関する組織体制

南海トラフ地震発生時には、県災害対策本部に「緊急物資チーム」が組織される。緊急物資チームは本部チームと物資搬送チームからなり、「災害時の緊急物資業務マニュアル」に定めるところにより、災害応急対策時における物資の確保、配分及び配送が行われる。

(1) 県の組織体制 本部チーム

ア 県内の緊急物資の調達、配送等を総括し、県方面本部（市町村）からの物資要請、配送応援要請に対応するとともに、県（本庁）の備蓄物資や調達等により確保した物資を市町村に配送する手配、広域物資輸送拠点において従事する職員（応援物資要員）の招集等の対応が行われる。

イ 国のプッシュ型支援の実施に当たっては、広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替施設の開設状況）、受入体制（応援物資要員の体制等）、通行可能な道路等について確認が行われ、政府現地対策本部に報告されることとなる。

ウ 国への物資の支援要請や調達・輸送調整については、「物資調達・輸送調整等支援システム」が活用される。

エ 南海トラフ地震発生後、被災状況に応じ、必要な場合には、政府現地対策本部等と調整し、具体計画に定める物資供給量の修正が依頼される。

(2) 県の組織体制 物資搬送チーム（応援物資要員）

ア 広域物資輸送拠点において、物流業者と協力し、国の調達により輸送されてくる緊急物資の受け入れ、保管、トラックへの積み込み等が行われる。

イ 到着する緊急物資量に対して、各拠点のスペースには限りがあるため、円滑な拠点の運営に努めるものとされている。

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

(3) 広域物資輸送拠点別の緊急物資供給量及び食料供給量の各日内訳

具体計画に定められた、国のプッシュ型支援による緊急物資の広域物資輸送拠点別の供給量およびについては表 7-5、食料の各日ごとの内訳については表 7-6 のとおりである。

表 7-5 国のプッシュ型支援による緊急物資供給量（広域物資輸送拠点別）

広域物資 輸送拠点 (所在市町村)	物 資 の 種 類							
	食料 (千食)	毛布 (枚)	育児用粉ミ ルク又は液 体ミルク (kg)	乳児・小児 用おむつ (枚)	大人用 おむつ(枚)	携帯・簡易 トイレ (回)	トイレット ペーパー (巻)	生理用品 (枚)
愛・地球博 記念公園 (長久手市)	1,083.4	63,256	471	81,184	14,419	937,436	64,884	94,722
豊橋市 総合体育館 (豊橋市)	3,697.7	216,310	1,611	277,614	49,305	3,205,641	221,875	323,909
中部トラック 総合研修 センター (みよし市)	5,120.0	299,257	2,229	384,069	68,212	4,434,888	306,956	448,116
中小企業 振興会館 (名古屋市千 種区)	7,466.8	437,418	3,257	561,387	99,705	6,482,393	448,671	655,003
愛知県一宮 総合運動場 (一宮市)	3,632.2	212,157	1,580	272,285	48,359	3,144,102	217,615	317,691

※四捨五入による端数処理を行っているため、拠点ごとの数値の合計と、合計欄の数値が一致しない場合がある。

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

表 7-6 国のプッシュ型支援による食料供給量の各日内訳（単位：千食）

広域物資 輸送拠点 (所在市町村)	物 資 の 種 類			
	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目
愛・地球博記念公園 (長久手市)	224.8	255.0	285.9	317.6
豊橋市総合体育館 (豊橋市)	847.7	898.9	950.0	1,001.0
中部トラック総合研修センター (みよし市)	1,123.1	1,226.6	1,331.8	1,438.5
中小企業振興会館 (名古屋市千種区)	1,835.2	1,859.2	1,878.6	1,893.8
愛知県一宮総合運動場 (一宮市)	769.2	860.3	953.7	1049.0
岡崎市への日別配分量	257.2	253.2	285.0	322.1

(出典：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 令和5年5月 中央防災会議幹
事会 p.100 別表5-1)

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

3 広域物資輸送拠点に輸送された物資の市町村への配分

(1) 広域物資輸送拠点別の配分先市町村

広域物資輸送拠点別の物資の配分先市町村については、表 7-7 のとおりとする。

表 7-7 広域物資輸送拠点別の物資の配布先市町村

広域物資輸送拠点 (所在市町村)	配布先市町村
愛・地球博記念公園 (長久手市)	名古屋市(東区、北区、守山区)、瀬戸市、春日井市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市
豊橋市総合体育館 (豊橋市)	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村
中部トラック総合研修センター (みよし市)	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、東郷町、幸田町
中小企業振興会館 (名古屋市千種区)	名古屋市(千種区、西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、緑区、名東区、天白区)、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
愛知県一宮総合運動場 (一宮市)	一宮市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、津島市、北名古屋市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛鳥村

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

(2) 地域内輸送拠点への標準アクセスルート

岡崎市における地域内輸送拠点および補完的拠点への標準アクセスルートを資料編 11 に示す。

なお代替施設を使用して広域物資輸送拠点が開設された場合の配分先市町村については、使用困難となった広域輸送拠点の立地、県内の被災状況等を勘案し、必要に応じて県災害対策本部（緊急物資チーム）において見直しが行われる。

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

(3) 市町村別の物資配分量

国のプッシュ型支援で輸送された物資の市町村別配分量については、資料編 16 に示す。なお、市町村別の物資配分量については、国及び愛知県の被害想定を元に、表 7-8 のとおり算出した数値及び県・市町村の物資備蓄量を踏まえ、計画したものである。

表 7-8 物資必要量の算出式

品目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数 (※1)	避難所避難者数 × 3食 × 1.2 (※2)
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数 × 1人当たり必要枚数 (2枚)
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体 ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数 + 避難所外避難者数) × 0歳人口比率 (※9) × 一人1日当たり必要量※ × 4日間 乳児用粉ミルクは140g、乳児用 液体ミルクは1リットル
育児用調整粉乳	避難所避難者数	避難所避難者数 × 0歳人口比率 (※3) × 1人1日当たり必要量 (140g) × 4日間
乳児・小児用 おむつ	避難所避難者数	避難所避難者数 × 0～2歳人口比率 (※3) × 1人1日当たり必要量 (8枚) × 4日間
大人用おむつ	避難所避難者数	避難所避難者数 × 必要者割合 0.005 (※4) × 1人1日当たり必要量 (8枚) × 4日間
携帯トイレ 簡易トイレ	避難所避難者数 上水道支障率 (※5)	避難所避難者数 × 上水道支障率 × 1日1人当たり使用回数 (5回) × 4日間
トイレット ペーパー	避難所避難者数	避難所避難者数 × 1人1日当たりの必要量 (0.18巻) (※6) × 4日間
生理用品	避難所避難者数	避難所避難者数 × 12～51歳女性人口比率 (※3) × 1人1期間 (7日間) 当たり必要量 (30枚) × 4/7 (※7) × 1/4 (※8)

※1 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難した者の合計。

※2 避難所避難者数以外の食料需要を想定した係数。

※3 平成22年国勢調査における数値。

※4 避難所避難者数における要介護の高齢者を想定した係数。

※5 被災府県ごとの断水人口の割合 (断水率)

※6 経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算。

※7 1人1期間 (7日間) 当たりのうちの4日間分 (4～7日目)

※8 生理周期を4週に1回と想定した係数。

※9 「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、国勢調査 (総務省統計局) における数値

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

4 愛知県から市町村への物資輸送手段

ア 広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点までの輸送については、県災害対策本部（緊急物資チーム（本部チーム））において、愛知県トラック協会等の協定業者への要請により実施される。

イ また、協定業者による輸送が困難な孤立地域等への輸送については、緊急災害対策本部又は政府現地対策本部を通じて、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）へ輸送手段の確保が依頼される。

ウ 協定業者等による輸送手段の確保が困難な場合には、県災害対策本部は、自衛隊による物資輸送の要請を行うものとしている。

エ 県は、市町村による地域内輸送拠点から避難所までの輸送が困難な場合、緊急災害対策本部、政府現地対策本部及び物流業者等と連携し、広域物資輸送拠点から避難所までの物資輸送等について検討するものとしている。

オ 事前に計画で定めた地域内輸送拠点が使用できない場合には、市町村において代替施設の確保を行うことを基本とするが、必要に応じて県方面本部と協議をして対応を検討される。

カ 県及び市町村は平時より、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、県警察が定めている「緊急通行車両等の事前届出及び確認手続き等要領の制定（平成22年交規発甲等125号）」による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておく。

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

5 岡崎市災害時物資受援計画に基づく物資調達計画

(1) 業務フロー

主な業務は、4つである。業務の流れを図 7-2 に示す。国からのプッシュ型支援が届いてから 24 時間以内に被災者へ物資を配る。

- ①避難所情報等を基に、支援物資の種類・数量等の配分についての確認を行い、輸送を計画する
- ②地域内輸送拠点における支援物資の受け取りと仕分け
- ③車両を手配し、物資を避難所へ輸送する
- ④避難所にて、受け取った物資を配布する

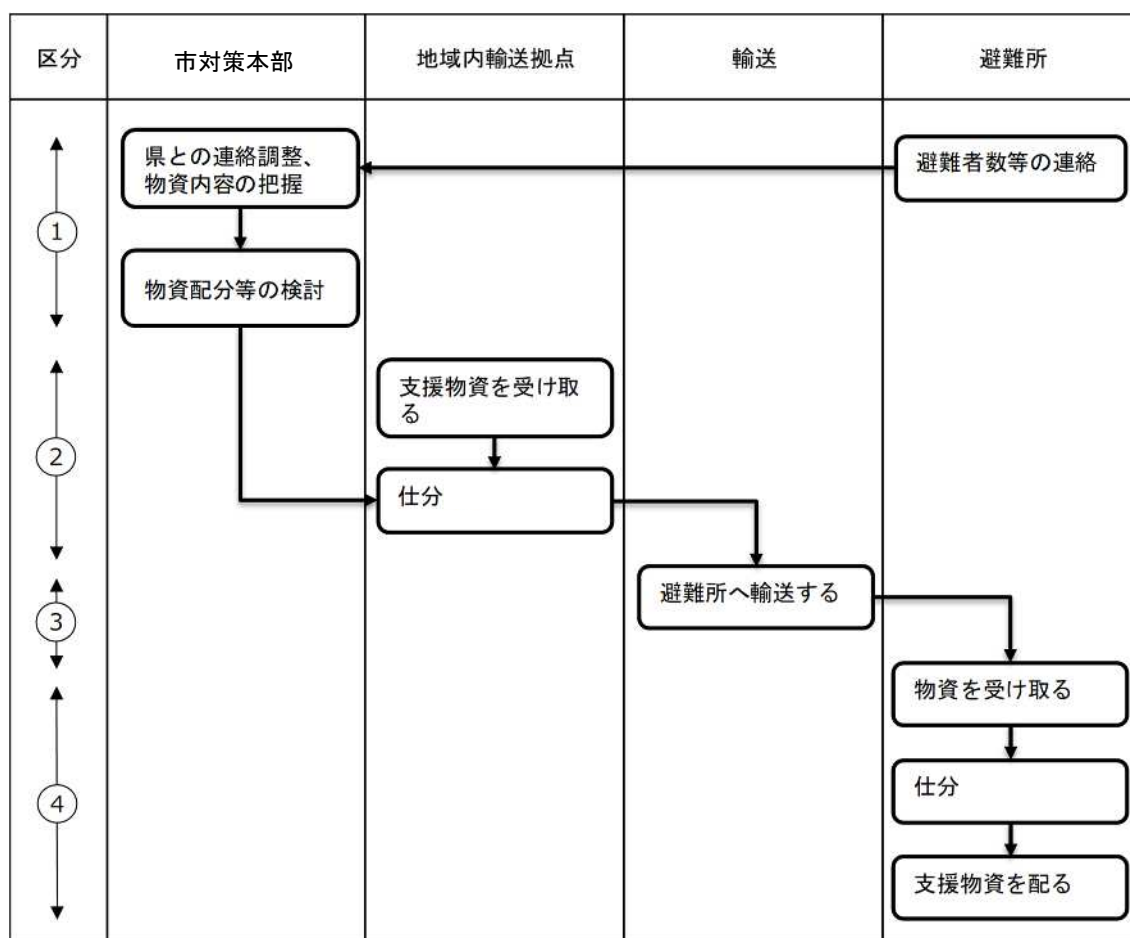


図 7-2 国のプッシュ型支援業務フロー

(出典：岡崎市災害時物資受援計画 平成 31 年 3 月 岡崎市)

(2) 地域内輸送拠点からの物資輸送

迅速な物資支援を行うため、地域内輸送拠点の立地を考慮し、地域内輸送拠点毎に担当する避難所を割り当てた。発災後は、市内の被災状況によって輸送先の再検討を行う。

表 7-9 地域内輸送拠点割り当て

上郷ロジネット・センター (33箇所)	矢作主管営業所 安城東ロジネットセンター (16箇所)	愛知県中央青果株式会社 (21箇所)
細川小学校 新香山中学校 奥殿小学校 岩津小学校 岩津中学校 北中学校 大門小学校 大樹寺小学校 恵田小学校 常磐中学校 常磐小学校 常磐東小学校 常磐南小学校 秦梨小学校 男川小学校 美川中学校 美合小学校 藤川小学校 竜谷小学校 山中小学校 東海中学校 本宿小学校 河合中学校 生平小学校 下山小学校 形埜小学校 夏山小学校 豊富小学校 額田中学校 千万町倉庫 宮崎小学校 旧大雨川小学校 岡崎市ホタル学校	北野小学校 矢作北小学校 矢作西小学校 矢作北中学校 矢作中学校 矢作東小学校 矢作南小学校 広幡小学校 連尺小学校 城北中学校 愛宕小学校 井田小学校 葵中学校 梅園小学校 甲山中学校 根石小学校	六名小学校 竜海中学校 三島小学校 竜美丘小学校 南中学校 城南小学校 羽根小学校 小豆坂小学校 六ッ美西部小学校 翔南中学校 岡崎小学校 上地小学校 竜南中学校 緑丘小学校 福岡小学校 福岡中学校 六ッ美北部小学校 六ッ美北中学校 六ッ美中部小学校 六ッ美中学校 六ッ美南部小学校

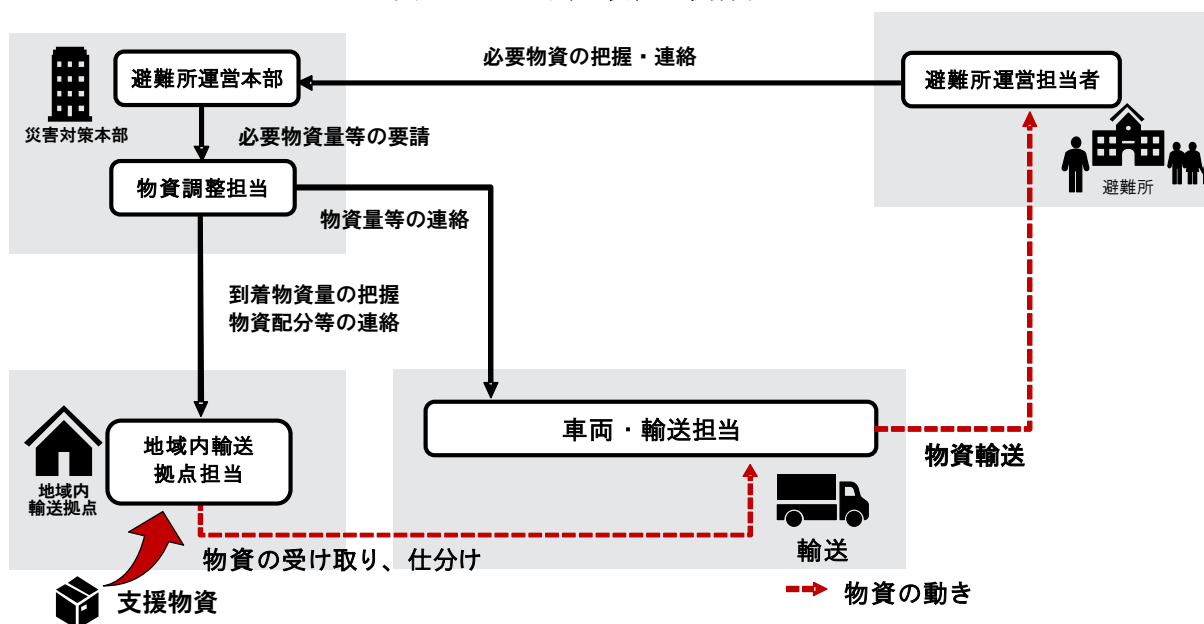
(3) 物資調達に係る各担当者の役割

主な役割を表 7-10 に、関係性を図 7-3 に示す。

表 7-10 主な役割

担当	主な役割
避難所運営担当者	避難所の状況を確認し、必要な物資支援を検討する。
物資調整担当	県との連絡、調整。支援物資の避難所毎の配分量決定。輸送ルートへの検討。
地域内輸送拠点担当	支援物資の受け取り。避難所毎に物資の仕分け。
車両輸送担当	支援物資の種類・数量等から必要な車両の手配と輸送

図 7-3 必要な役割と関係性



(出典：岡崎市災害時物資受援計画 平成 31 年 3 月 岡崎市)

(4) 物的資源の確保

物的応援は、被災者への支援物資に加え、物資支援業務を遂行するために必要な物資、活動拠点や、人的資源の移動等に必要な車両・燃料、業務実施や被災者の避難生活支援に必要な熱源・光源がある。表 7-11～表 7-14 に災害対応業務に必要な物的資源等の種類を示す。

表 7-11 災害対応業務に必要な物的資源の種類

	種別	特徴	例
1	資器材	応援職員が業務を実施する際に必要となる資機材	プリンター
		業務を実現するために必要となる資機材	段ボールベッド（避難所用）
2	消耗品	応援職員が業務を実施する際に必要となる消耗品	印刷用紙

表 7-1 2 災害対応業務実施のための活動拠点

	種別	特徴	例
1	施設（活動拠点）	業務を実施するために必要な機能をもった施設	避難所
2	施設（活動拠点）	業務を実施するために必要な特別の機能を持った施設	廃棄物処理場、福祉施設等

表 7-1 3 車両・燃料

	種別	特徴	例
1	車両	業務を実施するために必要な車両・航空機等	バス、重機、自動車
2	燃料	業務を実施するために必要な車両・航空機等に対するガソリン・重軽油等の燃料	
3	燃料	被災者の移動のためのガソリン等の燃料	

表 7-1 4 熱源・光源

	種別	特徴	例
1	熱源・光源の機材	業務実施や被災者のための熱源・光源	ストーブ、ヒーター、クーラー、投光器
2	燃料	熱源・光源のための燃料	石油・ガス

ア 物流事業者との協力体制の構築

熊本地震等過去の災害では、物資拠点の物流機能が低いことによって効率的な物資輸送が困難となり、支援物資が避難所までスムーズに届かないといった事例が見受けられ、ラストワンマイル（全国各地から集まった大量の支援物資が、いったん集めた場所から被災者が待つ避難所まで運ぶ最後の区間で滞ってしまい、被災者になかなか届けられない課題）への対応が課題視されている。物流機能を高めるためには、運輸・倉庫・市場といった物流の専門事業者との協力が効果的であると考えられ、災害協定の締結等による連携の強化に努めるものとする。

イ 愛知県災害物流円滑化検討会

愛知県では、平成 29 年から学識経験者、物流事業者、自治体及び関係機関による災害物流円滑化検討会を設置している。広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点として民間施設を提供いただくためのスキームづくりや協定事業者等からの物資調達に関するルールづくりといったものに各機関が連携し取り組むことで、災害時物流の円滑化を図るものである。本市も委員として検討会に参加しており、当検討会を通じて得た見識を本計画に反映させるものとする。

ウ 物資調達・輸送調整等支援システム

発災後に物資を速やかに被災者に提供するため、事前に「物資調達・輸送調整等支援システム」に物資輸送拠点の情報、物資部地区状況等の登録を行う。

表 7-15 支援物資供給に必要な機能

機能	概要	関係者	場所・備考
入荷	トラック等で輸送された支援物資を集積所や避難所で受け取り、検品・検数、保管場所への移動を実施する。	自治体が主たる実施者。実作業は自治体から委託された倉庫事業者等が担当することもある。	集積所・避難所（物資によってはフォークリフト等の荷役機器が必要となる。）
保管	入荷した支援物資を出荷指示まで管理する。被災者のニーズに合わせて物資が提供可能となるように、品目別の数量を常時把握するとともに入荷日や出荷日を管理する。		
出荷	保管されている支援物資を、送り先別に仕分けてトラック等に積み込む。		
輸送	物資提供者の拠点や集積所といった場所から、目的地である集積所や避難所へ、支援物資をトラック等で運ぶ。	自治体や物資提供者からの委託されたトラック協会や運送事業者が実施する。	物資提供者の出荷場所、集積所

6 協定等を活用したプル型支援

避難者ニーズを確認し、必要物資が不足する場合には、県や協定団体へ要請・調達するプル型支援を行う。

応援協定締結状況は資料編 18 のとおりである。

表 7-16 協定先と調達物資一覧

食料品	日用品	その他 (シャワー・トイレ・造水機ほか)
あいち三河農業協同組合 ジャンボエンチョー岡崎店 ドミー上地店 ドミー美合店 ドミー稲熊店 ドミー若松店 ドミー大樹寺店 ドミー百々店 ピアゴ洞店 ピアゴ上和田店 ピアゴ矢作店 アピタ岡崎北店 西友 イオンモール岡崎ショッピングセンター イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー ヤマナカアルテ岡崎北店 パブリックサービス 生活協同組合コープあいち エルエル VivaLL 福岡 イオンビック株式会社 ザ・ビックエクスプレス岡崎福岡店 マックスバリュ東海株式会社 オカザキ製パン株式会社	あいち三河農業協同組合 株式会社アルペン ジャンボエンチョー岡崎店 ドミー上地店 ドミー美合店 ドミー稲熊店 ドミー若松店 ドミー大樹寺店 ドミー百々店 ピアゴ洞店 ピアゴ上和田店 ピアゴ矢作店 アピタ岡崎北店 西友 イオンモール岡崎ショッピングセンター イオン株式会社中部カンパニー ヤマナカアルテ岡崎北店 エルエル VivaLL 福岡 イオンビック株式会社 ザ・ビックエクスプレス岡崎福岡店 イオンタウン株式会社	トーワレンテック トワレ マルキ通商 レンタルのニッケン レンテック大敬 あいち三河農業協同組合 アオキホールディングス 株式会社アルペン エディオン ジャンボエンチョー岡崎店 ドミー上地店 ドミー美合店 ドミー稲熊店 ドミー若松店 ドミー大樹寺店 ドミー百々店 ピアゴ洞店 ピアゴ上和田店 ピアゴ矢作店 アピタ岡崎北店 西友 イオンモール岡崎ショッピングセンター イオン株式会社中部カンパニー ヤマナカアルテ岡崎北店 石油業協同組合 東レ株式会社 東レ・モノフィラメント 葬祭業共同組合 愛知県 LP ガス協会西三河支部岡崎分会 エルエル VivaLL 福岡 イオンビック株式会社 ザ・ビックエクスプレス岡崎福岡店 王子コンテナ株式会社 大東建託株式会社

第8章 人的資源の確保に係る計画

災害対応業務に必要な人的資源の種類は、概ね次の3種に分類される。

表 8-1 人的資源

	種別	特徴	例
1	一般的な行政職員	特定の専門性を有しない、行政業務支援に必要な人的資源	避難所運営支援、罹災証明書交付業務支援
2	専門職能を有する行政職員	専門的な技能や経験を有する業務・対応に必要なとなる人的資源	保健師、土木技術者
3	専門職能を有する特別チーム	専門的な技能や経験を有し、組織的な活動が求められる業務・対応のために編制されたチーム（通常、数人で構成され、場合によっては資機材も含まれる）	DMAT、TEC-FORCE

（出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 平成29年3月 内閣府（防災担当））

災害発生直後から、国、被災地外の自治体、民間企業、ボランティア等の各種団体等が被災地に入り人的応援が実施される。その規模は被害規模が大きくなるほど大きく、また形態は、災害対策基本法に基づく応援の要求や災害時相互応援協定等に基づく応援要請のほか、要求や要請に基づかない自主的な応援等、様々な枠組みで行われる。表 8-2 に人的応援の基本的な枠組みを示す。

受援窓口担当者は、いつ、どのような人材が必要か、人的資源の種類を整理し、受援調整班と連携して、効果的な人材確保と調整を実施する。

表 8-2 人的応援の基本的な枠組み

基本的な枠組み	応援の種類・その主体
市町村による枠組み	市町村間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
都道府県による枠組み	県内市町村相互応援に関する協定に基づく応援
	都道府県間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
全国自治体間の枠組み	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援（全国知事会の調整）
	全国市長会・全国町村会の調整による応援
	指定都市市長会の調整による応援
指定行政機関・ 指定公共機関等による 枠組み	国等による定型化された応援
	・（消防庁）緊急消防援助隊
	・（警察庁）警察災害派遣隊
	・（自衛隊）災害派遣部隊
	・（国交省）緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）
	・（厚労省）救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）
	・（厚労省）災害派遣精神医療チーム（DPAT）
	・（環境省）災害廃棄物処理支援ネットワーク D.Waste-Net 等
	・（総務省）被災市区町村応援職員確保システムによる災害マネジメント総括支援員、対口支援
その他	事前に協定を結んでいない、自主的な応援

（１）総務省による被災市区町村応援職員確保システム

総務省は、平成30年3月、大規模災害発生直後における、被災市区町村での避難所の運営や罹災証明書の交付などの災害対応業務の増加及び災害マネジメント機能の低下に対応することを目的として被災市区町村応援職員確保システムを構築している。応援職員の派遣や災害マネジメントの支援を行う職員（災害マネジメント総括支援員）の派遣、都道府県又は指定都市を1対1で被災市区町村に割り当てた対口支援などが具体的な内容である。

災害発生後、被災市区町村が被災都道府県を通じて総務省に要請し、災害マネジメント総括支援員においては、総務省が候補者の属する地方公共団体に対して派遣を、対口支援については割り当てた都道府県又は指定都市に対してのカウンターパート支援を依頼することとなる。なお、被災都道府県から総務省に対して協力の依頼があった場合又は総務省が別途収集した情報に基づき必要と判断した場合にも派遣できることとしている。

（２）住民との連携

備蓄物資の提供のように、自治会や自主防災組織等の住民組織と連携して支援物資供給を行うことを計画している場合は、住民組織と事前に調整する。

災害時は、通常の通信手段が使えない可能性もあることから、事前に、住民との連絡手段についても確認する。

（３）民間企業等との連携

物資を提供する民間企業に加え、その他の民間企業等とも連携し、集積所の管理支援、集積所や避難所までの輸送を行う。

加えて発災直後には、県や国の要請を受けて、自衛隊がこれらの対応を支援してくれる場合もある。ただし、自衛隊は最優先される人命救助活動になるべく特化できるよう、できる限り早期に民間企業等の力も借りて、支援物資の供給体制を整え、自衛隊から業務を引き継げるようにしていく必要がある。

（出典：岡崎市災害時物資受援計画 平成 31 年 3 月 岡崎市）

第9章 燃料調達及び電気・ガスの供給に係る計画

1 燃料調達

県計画では、県石油商業協同組合と協定を結ぶとともに、県の調整による確保が困難な場合において国に優先供給要請を実施する際の必要事項について定めるものとしている。また、県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、中核給油所の被災状況や優先供給状況に関する情報を把握し、応援部隊を始めとする関係機関等に対して共有を図るものとしている。これらを踏まえ、市としては、災害応急対策のために不可欠な重要施設（燃料を優先供給すべき施設）の抽出及びそれら施設の業務継続のために燃料を確保する手段等について対策を講じる必要がある。

（1）優先供給が必要な重要施設

ア 県計画では、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設をあらかじめ指定し、当該施設管理者に対して、業務継続に必要な非常用発電機等の燃料供給に要する費用については、原則として施設管理者が負担することについて合意を得ることとしている（この施設を「優先供給施設」という。）。

イ また、優先供給施設の対象を以下の施設とするものとしている。

（ア）災害拠点病院等人命救助に関わる施設等

（イ）災害対策本部となる官公庁舎

（ウ）防災関連施設

（エ）その他、災害応急対策に不可欠な機能を有する施設

ウ さらに、優先供給施設については、大規模災害発生時に石油の備蓄の確保に関する法律（昭和50年法律第96号）第13条に定める「災害時石油供給連携計画」等に基づく石油元売会社等による臨時的、緊急的な燃料供給が実施される場合において、円滑な燃料供給が可能となるよう、燃料供給に必要な設備等の情報をあらかじめ整理し、関係機関との間で共有するものとしている。

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

(2) 発災時の対応

ア 優先供給施設の施設管理者は、平時より災害時における業務継続に必要な燃料の備蓄（以下、「自衛的備蓄」という。）を行い、発災時には、当該施設が保有する自衛的備蓄が枯渇する前に業務継続のための燃料を確保するよう努める。

イ 燃料の確保方法については、施設管理者と石油販売業者の通常取引を基本とするが、通常取引による燃料確保が困難な場合、施設管理者は市災害対策本部又は県担当部局を通じて、燃料供給に必要な設備等の情報に加え、燃料が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、県災害対策本部に対し燃料確保の実施を要請する。

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

(3) 臨時給油施設の開設

ア 事前の対策

市は、救助活動拠点候補地に指定されている中央総合公園・額田運動広場等、応急対策上重要な施設に臨時給油施設を必要とする場合、消防本部と事前に協議を行っておくものとする。

イ 発災時の対応

(ア) 市は、救助活動拠点候補地等において臨時の給油施設を設ける場合は、地域内の石油販売業者との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築する。なお、その安全対策においては、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号）」によることとする。

(イ) 消防本部は、上記ガイドラインに従い、臨時の給油施設開設時には、円滑かつ適切な対応に努める。

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

2 電気・ガスの臨時供給

(1) 電力

ア 事前の対策

市は、災害発生時に電力の優先復旧や臨時供給が必要となる災害拠点病院（市民病院）、災害対策本部となる庁舎その他重要施設について、あらかじめ中部電力株式会社岡崎営業所との間で協議をしておくものとする。

イ 発災時の対応

(ア) 市は、「非常時における情報連絡に関する協定書」に基づき、中部電力株式会社岡崎営業所から供給障害が発生している地域に関する情報提供を受け、当該地域に所在する重要施設の優先復旧や臨時供給の必要性について確認する。

(イ) 市は、上記（ア）によって得られた情報に基づき、重要施設について中部電力株式会社岡崎営業所に対し、健全配電線への切り替え、応急ケーブル等による仮送電（岡崎市地域防災計画第3編第5章第8節）などによる臨時供給を要請する。

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

(2) ガス

ア 都市ガス

市は、東邦ガス株式会社から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。災害応急対策及び応急措置についての協力の範囲及び方法その他協力に必要な事項については、あらかじめ協議して定めるものとする。

（岡崎市地域防災計画第2編第2章第4節）

イ L P ガス

市は、愛知県L P ガス協会内に設置される災害対策本部又は支部に設置された現地災害対策本部に対し、愛知県L P ガス協会西三河支部岡崎分会を通じ重要施設についての応急復旧及び臨時供給を要請する。

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県）

第10章 ボランティア等との連携

1 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会では、普段からボランティアや市民活動の推進や支援を行っている。災害発生時には、社会福祉協議会が「ボランティアによる被災住民の支援を必要」と判断した場合、災害ボランティアセンターを開設して、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受入れ調整やマッチング活動を行う。

地方公共団体は、平時より社会福祉協議会との連携体制を整え、プラットフォームをつくり、協働体制を確立するなど、顔の見える関係を構築しておくことが重要である。

(出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 平成29年3月 内閣府（防災担当）)

2 NPO・ボランティア団体との連携

ボランティア団体とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体を指す。地域の諸課題の解決のための社会的活動について自発的、主体的に参加する市民、NPO、企業等であり、従来から公を支えてきた行政等の主体と共に公を支えていくものである。ボランティア団体には、特定非営利活動法人(NPO法人)、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織等がある。

ボランティア団体の中には、ボランティア団体を支援するボランティア団体もあり、中間支援組織と呼ばれている。中間支援組織とは、市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。なお、中間支援組織自らがNPO等である場合もある。

こうしたボランティア団体や中間組織の活動も、被災地では不可欠であることから、この様なボランティア団体、ボランティア支援団体ネットワークを平時より認識し、連携を検討しておくことが重要である。

(出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 平成29年3月 内閣府（防災担当）)

3 ボランティア団体等と情報共有する場の設置

ボランティア団体は、被災者や被災地の現状について、機動的に動くことで把握できる立場にあり、これらと連携することで、被災地の課題や支援を進めるべき事項について、高い感度で把握が可能になる。

地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努

めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

(出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 平成 29 年 3 月 内閣府（防災担当）)

4 医療・保健・福祉分野の専門職能団体との連携

災害時は、高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する方（要配慮者）への支援ニーズが多く発生することを踏まえ、平時より医療・保健・福祉分野における専門職能団体と連携体制を整えておくことが重要である。この要配慮者については、平時より対策に努めるように法的に位置付けられているが、避難行動の支援ばかりではなく、その後の避難生活においても支援が必要である。つまり災害による直接死だけではなく、その後の災害影響によるいわゆる災害関連死の防止や健康の保持に対する支援を行う必要があり、そのためには医療・保健・福祉の分野との連携が必要になる。

(出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 平成 29 年 3 月 内閣府（防災担当）)

第 1 1 章 防災拠点

1 防災拠点の種類及び機能等

ア 具体計画及び本計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、表 1 1-1 のとおりである。

イ 防災拠点は、いつ発災するかわからない南海トラフ地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とすることが必要であることから、既存施設から選定している。

ウ 県及び市は、発災後に速やかに物資輸送拠点を速やかに開設できるよう、事前に拠点管理者の連絡先や開設手続きを確認し、必要な情報を関係機関で共有しておく。

表 1 1-1 防災拠点の種類及び機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの。	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの。	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの。	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点。 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点。 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点。	県・市町村
広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、当該府県が設置するもの。	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの。	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの。	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点。	県

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和 5 年 3 月 愛知県)

2 愛知県内の大規模な広域防災拠点

- ア 本県における大規模な広域防災拠点については、表 11-2 のとおりである。
- イ 設置主体となる県は、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行っておく必要がある。

表 11-2 愛知県における大規模な広域防災拠点

拠点名	南海トラフ地震において想定される役割
愛知県名古屋飛行場 (航空自衛隊小牧基地)	・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。 ・ D M A T の陸路参集拠点及び空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集した D M A T の活動を後方支援するための拠点である。 ・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な中部地方内の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。 ・ 航空自衛隊小牧基地との連携により、物資の受入れ、搬送が可能な拠点である。
名古屋港	・ 被害が甚大な中部地方への人員、物資、燃料、資機材等を大量に受入れ、災害応急対策を総合的かつ広域的に実施するための拠点である。

(出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和5年3月 愛知県)

3 岡崎市内の防災拠点

岡崎市内の防災拠点のうち、救助活動拠点候補地、航空機用救助活動拠点候補地を再掲するとともに、岡崎市内の災害拠点病院を表 1 1-3 に示す。愛知県内の災害拠点病院は、資料編 1 4 のとおりである。

表 5-2 救助活動拠点候補地、航空機用救助活動拠点候補地（再掲）

施設名称	施設 管理者 名	住所	主な使途	航空機用救助活動拠点	
				空からの 救助活動	駐機・給 油（航空 機）
岡崎市額田運動広場	岡崎市	岡崎市南大須町 字トドメキ	警察 自衛隊		
岡崎中央総合公園	岡崎市	岡崎市高隆寺町 字峠	警察 消防 自衛隊	○	

表 1 1-3 災害拠点病院一覧

整理番号	施設名	所在地（住所）	備考
28	岡崎市民病院	岡崎市高隆寺町字五所合 3-1	

（出典：南海トラフ地震における愛知県広域受援計画 令和 5 年 3 月 愛知県）

第12章 実効性を高めるための取組

1 地域防災計画等への位置づけ

防災基本計画では、地方公共団体が地域防災計画等への応援・受援計画の位置づけに務めるとともに、「応援先・受援先の指定」、「応援・受援に関する連絡・要請の手順」、「災害対策本部との役割分担・連絡調整体制」、「応援機関の活動拠点」、「応援要員の集合配置体制」や「資機材等の集積・輸送体制等」について必要な準備を整えるよう求めている。

円滑な応援の受け入れに当たっては、防災基本計画に示されている事項のほか、応援・受援で実施する業務を明らかにし、あらかじめ災害・防災対策上の業務として位置づけるなどして、応援の「受け皿づくり」を行い、その実効性を高めることが重要である。

なお、応援・受援業務については、その位置づけだけでなく、担当や実施手順を整理しておくことが重要である。

(出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 平成29年3月 内閣府（防災担当）)

2 研修・訓練の実施

応援体制に関する事項を地域防災計画等に位置づけるとともに、応援・受援について理解し、災害時の円滑な対応が可能となるよう、研修や図上訓練の実施により応援力・受援力の双方を高める。

さらに、実践的な対応力を身につけておくために、応援協定を締結している地方公共団体、企業団体間で応援・受援訓練を企画段階から協働し、実施することにより、相互に顔の見える関係を構築する。

(出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 平成29年3月 内閣府（防災担当）)

3 人的・物的資源の管理

人的・物的資源を管理するため、資源管理表を作成し業務の活用にあてる。

災害対応のための人的資源・物的資源の所有者や供給者は、災害時に応援受援可能な資源に関する情報を一覧化し維持する必要がある。資源インベントリは、どの業務に活用可能か、どのくらいの数や量があるのか、を併せて備えておく。

資源管理表としては、資源の種類や能力によって、災害対応業務で要請され、配備され、使用された資源についての情報も一緒に格納しておくことが重要である。また、資源は、災害対応で果たせる機能別に定義し、分類しておく。単体では活動できないため、人＋資機材、物＋者、専門職能をもった人材など、資源の最小能力（装置、チーム、およびユニット用）を定義しておく。

(出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 平成29年3月 内閣府（防災担当）)

4 計画の継続的な見直し

本計画の見直しは、以下のとおり日常における訓練や災害対応の教訓を活かし、継続的に更新を図るものとする。

ア 庁内組織編成、災害対策本部組織の見直し時期

イ 防災関連計画の見直し時期

ウ 市では、応受援の理解を促進するための研修等を実施する他、各職員は、災害・危機に対する市職員としての心構えや責務、災害時に取るべき対応、市の体制などを確認し、災害時に行うべき業務のうち、支援を必要とする業務については、業務フローやマニュアルの確認や見直しを定期的に行う。

エ 被災自治体への応援等を積極的に行い、災害対応の記録や情報の収集や、課題整理等に努め、将来の災害対応に活かしていく。

今後、計画全体の見直しと共に、本計画を迅速かつ円滑に実施するため、「受援組織・体制」「業務別の受援マニュアル」「業務資源」等を優先事項として、各課等において速やかにマニュアルを整備する必要がある。

また、見直しのタイミング等を活用してマニュアルをブラッシュアップすることで、災害時に活用できるものとしておく。

職員一人ひとりが、災害時に与えられる役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から理解できるようにするため、上記の見直しを通して職員個人の能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていく必要がある。

本市の危機管理体制の一層の充実を図るため、Plan（計画の策定）、Do（訓練・研修の実施）、Check（検証）、Action（計画の見直し）といったPDCAサイクルに基づく継続的改善を推進する。

令和 2 年	3	月	作	成
令和 4 年	6	月	修	正
令和 5 年	7	月	修	正
令和 6 年			修	正

岡 崎 市 災 害 時 受 援 計 画

編集発行 岡崎市

担 当

岡崎市十王町二丁目 9 番地
市民安全部防災課